

政令第百十八号

地方税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二号）の施行に伴い、並びに同法附則、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）及び国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）の規定に基づき、この政令を制定する。

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十五条」の下に「―第五十六条の十」を加え、「第三章の三 削除」を削り、「第三章の四

」を「第三章の三」に、「第三章の五 事業所税（第五十六条の十四―第五十六条の八十四）」を
「第三章
第三章

の四 事業所税（第五十六条の十四―第五十六条の八十四）

に改める。

の五 都市計画税（第五十六条の八十四の二）

」

第一条中「及び事業所税」を、「事業所税及び都市計画税」に改める。

第二条第二項第四号中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項」を「法第二十条の十一の二」に改める。

第六条の九の二第二項第三号中「第七十二条の四十八第二項」を「第七十二条の四十八第三項」に改める。
第六条の二十一の次に次の一条を加える。

（預貯金者等情報の管理）

第六条の二十一の二 法第二十条の十一の二に規定する金融機関等は、預貯金者等情報（同条に規定する預貯金者等情報をいう。以下この条において同じ。）に関するデータベース（預貯金者等情報に係る情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）における各預貯金等（法第二十条の十一の二に規定する預貯金等をいう。）に係る電磁的記録（法第七百四十八条に規定する電磁的記録をいう。）にその預貯金者等（法第二十条の十一の二に規定する預貯金者等をいう。）の個人番号（同条に規定する個人番号をいう。附則第十条第九項第一号において同じ。）又は法人番号を記録しなければならない。
第六条の二十三中「第八項」を「第九項」に改める。

第七条の十九第三項中「百分の十二」の下に「（所得割の納税義務者が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の市の区域内に住所を有する場合には、百分の六）」を加え、同条第七項中「において、当該申告に係る当該控除に関して記載された金額を限度として」を「限り、」に改め、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、法第三十七条の三の規定により控除されるべき金額の計算の基礎となる当該年において課された外国の所得税等の額その他の総務省令で定める金額は、道府県知事において特別の事情があると認める場合を除くほか、当該明細書に当該計算の基礎となる金額として記載された金額を限度とする。

第八条の六第一項及び第二項第一号中「第四十二条の六第七項」を「第四十二条の六第五項」に改め、「第四十二条の十二の三第五項」の下に「、第四十二条の十二の四第五項」を加え、「第八項」を「第九項」に改め、同条第六項中「第四十二条の六第七項」を「第四十二条の六第五項」に改め、「第四十二条の十二の三第五項」の下に「、第四十二条の十二の四第五項」を加え、「第八項」を「第九項」に改め、「当該個別帰属特別控除取戻税額等」との下に「、前項中「の前事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。）」とあるのは「開始の日の前日の属する連結事業年度」と、「第五十三条第一項」とあるのは「第五十三

条第四項」と、「申告書（法人税法第七十四条第一項又は第四百四十四条の六第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。）」とあるのは「申告書」と、「第七十五条の二第一項（同法第四百四十四条の八において準用する場合を含む。）」とあるのは「第八十一条の二十四第一項」と、「当該前事業年度」とあるのは「当該連結事業年度」とを加え、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 第一項の事業年度の前事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。）における法第五十三条第一項の規定による申告書（法人税法第七十四条第一項又は第四百四十四条の六第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。）の提出期限が法人税法第七十五条の二第一項（同法第四百四十四条の八において準用する場合を含む。）の規定により当該前事業年度終了の日の翌日から六月を経過した日の前日とされた場合で、かつ、当該提出期限について国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十条第二項の規定の適用がある場合において、同項の規定の適用がないものとした場合における当該提出期限の翌日から同項の規定により当該提出期限とみなされる日までの間に当該前事業年度の法人税割額の納付があったとき、又は納付すべき法人税割額が確定したときは、当該前事業年度終了の日の翌日から六月を経過

した日の前日までに当該金額の納付があつたもの又は当該金額が確定したものとみなして、当該事業年度の予定申告に係る法人税割額を算出するものとする。

第八条の八中「第八条の六第六項」を「第八条の六第七項」に、「第五項」を「第六項」に改める。

第八条の九第一項中「次項及び第三項」を「以下この条」に、「同条第二項」を「同項」に、「次項、第三項」及び「次項第一号」を「以下この条」に、「第六十八条の十一第七項」を「第六十八条の十一第五項」に改め、「第六十八条の十五の四第五項」の下に「第六十八条の十五の五第五項」を加え、「第八項」を「第九項」に改め、同条第二項第一号中「第四十二条の六第七項」を「第四十二条の六第五項」に改め、「第四十二条の十二の三第五項」の下に「第四十二条の十二の四第五項」を加え、「第八項」を「第九項」に、「第六十八条の十一第七項」を「第六十八条の十一第五項」に改め、「第六十八条の十五の四第五項」の下に「第六十八条の十五の五第五項」を加え、同条に次の一項を加える。

5 第一項の連結事業年度の前連結事業年度における法人税法第八十一条の二十二第一項の規定による法人税に係る申告書の提出期限が同法第八十一条の二十四第一項の規定により当該前連結事業年度終了の日の翌日から六月を経過した日の前日とされた場合で、かつ、当該提出期限について国税通則法第十条第二項

の規定の適用がある場合において、同項の規定の適用がないものとした場合における当該提出期限の翌日から同項の規定により当該提出期限とみなされる日までの間に連結確定申告書に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額が確定したときは、当該前連結事業年度終了の日の翌日から六月を経過した日の前日までに当該金額が確定したものとみなして、当該連結事業年度の予定申告に係る基準額を算出するものとする。

第八条の十第一項中「第四十二条の六第七項」を「第四十二条の六第五項」に改め、「第四十二条の十二の三五項」の下に「、第四十二条の十二の四五項」を加え、「第八項」を「第九項」に改め、同条第二項中「第四項」を「第五項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同項中「の前連結事業年度」とあるのは「開始の日の前日の属する事業年度」と、「第八十一条の二十二第一項の」とあるのは「第七十四条第一項の」と、「第八十一条の二十四第一項」とあるのは「第七十五条の二第一項」と、「当該前連結事業年度」とあるのは「当該事業年度」と、「連結確定申告書」とあるのは「法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書」と、「法人税法第八十一条の二十二第一項第二号」とあるのは「同法第七十四条第一項第二号」と読み替えるものとする。

第八条の十二第二項中「第四項、第八条の十四及び第九条の七第二十項」を「以下この節」に、「にあつては」を「には」に、「同法第二条第十二号の七の七」を「同条第十二号の七の七」に、「第四項、第八条の十四及び第九条の七に」を「以下この節に」に、「同法第二条第十二号の六の七」を「同条第十二号の六の七」に、「第四項に」を「以下この節に」に改め、同条第四項中「にあつては」を「には」に改める。

第八条の十三第一項及び第八条の十七第一項中「第四十二条の六第七項」を「第四十二条の六第五項」に改め、「第四十二条の十二の三第五項」の下に「、第四十二条の十二の四第五項」を加え、「第八項」を「第九項」に改める。

第八条の二十第一項中「第四十二条の六第七項」を「第四十二条の六第五項」に改め、「第四十二条の十二の三第五項」の下に「、第四十二条の十二の四第五項」を加え、「第八項」を「第九項」に改め、同条第三項及び第四項中「第八項」を「第九項」に改める。

第八条の二十三第一項中「第四十二条の六第七項」を「第四十二条の六第五項」に改め、「第四十二条の十二の三第五項」の下に「、第四十二条の十二の四第五項」を加え、「第八項」を「第九項」に改める。

第九条の七第八項中「この項、同条」を「この条、第四十八条の十三」に改め、同条第九項中「（法第二

十三条第一項第三号口に規定する外国法人をいう。以下この条において同じ。」を削り、「以下この項」を「第二号」に、「第十四項、第二十一項及び第二十四項」を「以下この条」に改め、同条第三十項中「において、当該申告に係る当該控除に関して記載された金額を限度として」を「限り、」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、法第五十三条第二十四項の規定により控除されるべき金額の計算の基礎となる当該事業年度又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額その他の総務省令で定める金額は、道府県知事において特別の事情があると認める場合を除くほか、当該書類に当該計算の基礎となる金額として記載された金額を限度とする。

第九条の九の五第三項中「以下この項」を「第一号」に改め、「（同条第一項に規定する連結親法人をいう。）」を削る。

第九条の九の六の見出し中「減少させる」を「増加させる」に改め、同条第三項中「修正申告書に係る更正の通知」を「増額更正の通知（当該増額更正が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと（法第五十三条第二項又は第四項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法

人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人又は連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと)によるものである場合には、当該法人税に係る修正申告書の提出又は更正若しくは決定の通知)に、「同項に規定する修正申告書の提出」を「当該増額更正」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項第一号イ中「修正申告書」を「増額更正」に、「この項及び次項」を「この条」に改め、「の提出」を削り、同号ロ並びに同項第二号イ及びロ並びに第三号イ及びロ中「修正申告書の提出」を「増額更正」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第五十六条第四項に規定する納付すべき税額を増加させる更正に類するものとして政令で定める更正は、還付金の額を減少させる更正又は納付すべき税額があるものとする更正とする。

第二十条の三第一項の表法人税法施行令第一百十二条第十一項の項中

第七項中

同条第一

項の規定により読み替えられた第七項中

を

第七項中	同条第一項の規定により
第八項中	同条第一項の規定により

読み替えられた第七項中

に改め、第二十条の三第二項の表法人税法施行令第一百十二条第十一項の

読み替えられた第八項中

項中

第七項中

同条第二項の規定により読み替えられた第七項中

を

第七項

第八項

中	同条第二項の規定により読み替えられた第七項中
中	同条第二項の規定により読み替えられた第八項中

に改める。

第二十一条第一項中「によつて」を「により」に改め、「開始した事業年度」の下に「（法人税法第八十条第五項又は第四百四十四条の第十三第十一項に規定する中間期間を含む。）」を、「同法第五十七条第一項本文」の下に「又は第五十八条第一項本文」を加え、同条第二項中「によつて」を「により」に、「において」を「には」に、「及び第百十三条第一項第一号中「算入されたもの」を「中「法第八十条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたもの並びに法第五十七条第四項」とあるのは「同条第四項」と、同令第百十三条第一項第一号中「」に、「算入されたもの及び」を「及び」と、「法第五十七条第四項」とあるのは「同条第四項」に改める。

第二十四条の三第一項中「又は第七十二条の二十九第二項」を「及び第七十二条の二十九第二項」に、「

本条」を「この条」に、「によつて」を「により」に改め、「申請書を」の下に「事務所又は事業所所在地の」を加え、「次条まで」を「この条及び次条」に改め、同条第四項中「を法第七十二条の二十五第二項」を「を同条第二項」に、「同項の」を「当該」に改める。

第二十四条の四第一項を次のように改める。

法第七十二条の二十五第三項（法第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用を受けている法人が、法第七十二条の二十五第三項各号に掲げる場合に該当することとなつたと認められる場合、同項各号に掲げる場合に該当しないこととなつたと認められる場合又は同項に規定する定款等（次項から第四項までにおいて「定款等」という。）の定め若しくは同条第三項の特別の事情若しくは同項第二号のやむを得ない事情に変更が生じたと認められる場合には、当該法人は、当該事業年度以後の各事業年度に係る同項の規定による申告書の提出期限について、事務所又は事業所所在地の道府県知事による同項各号の指定、これらの指定の取消し又はこれらの指定に係る月数の変更（以下この条及び第二十四条の四の三において「指定等」という。）を受けることができる。

第二十四条の四第五項を削り、同条第六項中「当該申告書の提出期限が」を「同条第一項又は法第七十二条の二十八第一項若しくは第七十二条の二十九第一項の規定による申告書の提出期限が」に、「第二項」を「第一項の規定により指定等の処分があつた場合（前項において準用する前条第四項の規定により当該提出期限の延長の処分についての変更の処分がされたものとみなされた場合を含む。）、第四項」に、「申告書の提出期限の」を「提出期限の」に、「又は第四項」を「及び第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「に規定する」を「の規定による」に、「によつて」を「により」に改め、「届出書を」の下に「事務所又は事業所所在地の」を加え、「同項の」を「当該」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 前条第二項から第四項までの規定は、第二項の申請書の提出があつた場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二項	第七十二条の二十五第二項	第七十二条の二十五第三項（法第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第
-----	--------------	--

		<p>二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）</p>
<p>第四項</p>	<p>二月以内に法第七十二条の二十五第二項 その申請に係る指定を受けようとする日を 同条第二項の日として</p>	<p>十五日以内に法第七十二条の二十五第三項 一月間（同条第三項各号の指定を受けようとする旨の申請があつた場合にはその申請に係る指定を受けようとする月数の期間とし、同項各号の指定に係る月数の変更をしようとする旨の申請があつた場合にはその申請に係る変更後の月数の期間とする。）</p>

第二十四条の四第三項を同条第五項とし、同条第二項中「同項に規定する理由若しくは事情」を「定款等の定めに変更が生じ、若しくは同項の特別の事情」に、「又は当該事情」を「同項各号に掲げる場合に該当しないこととなつたと認める場合又は同項の特別の事情若しくは同項第二号のやむを得ない事情」に改め

、「同項の」の下に「規定による」を加え、「又は同項の指定」を「同項各号の指定を取り消し、又はこれらの指定」に、「当該」を「これらの」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 法第七十二条の二十五第三項の規定による承認又は前項の規定による指定等を受けようとする法人は、同条第一項又は法第七十二条の二十八第一項若しくは第七十二条の二十九第一項の規定による申告書に係る事業年度終了の日までに、総務省令で定めるところにより、定款等の定め又は法第七十二条の二十五第三項の特別の事情の内容、同項各号の指定を受けようとする場合にはその指定を受けようとする月数（同項第二号のやむを得ない事情があることにより同号の指定を受けようとする場合には、当該事情の内容を含む。）、「同項各号の指定に係る月数の変更をしようとする場合にはその変更後の月数その他必要な事項を記載した申請書を事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、同項の法人が定款等の定めにより各事業年度終了の日から二月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあることをその申請の理由とする場合には、当該定款等の写しを添付しなければならない。

第二十四条の四の二中「又は」を「及び」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第二十四条の三第一項中「理由」とあるのは、「理由又は法人税法第二条第十八号の四に規定する連結所得の金額の計算を了することができない理由」と読み替えるものとする。

第二十四条の四の三第一項及び第二項を次のように改める。

第二十四条の四第一項及び第四項から第六項までの規定は法第七十二条の二十五第五項（法第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。以下この項及び第三項において同じ。）の規定の適用を受けている法人について、第二十四条の四第二項及び第三項の規定は法第七十二条の二十五第五項の規定による承認又はこの項において準用する第二十四条の四第一項の規定による指定等を受けようとする法人について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項	第七十二条の二十五第三項各号	第七十二条の二十五第五項各号
	同条第三項	同条第五項
第二項	同条第一項又は法第七十二条の二十五第一項、	

	若しくは まで 又は法第七十二条の二十五第三項の特別の 事情の内容	又は から四十五日以内 若しくは法第七十二条の二十五第五項の特 別の事情の内容又は法人税法第二条第十八 号の四に規定する連結所得の金額の計算を 了することができない理由
第四項	、若しくは同項	、若しくは法第七十二条の二十五第五項
第六項	係る同項	係る法第七十二条の二十五第五項

2

第二十四条の三第二項から第四項までの規定は、前項において準用する第二十四条の四第二項の申請書の提出があつた場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる第二十四条の三の規定の中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三項	第七十二条の二十五第二項	第七十二条の二十五第五項（法第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第
-----	--------------	--

		<p>二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）</p>
<p>第四項</p>	<p>第七十二条の二十五第二項</p> <p>その申請に係る指定を受けようとする日を 同条第二項の日として</p>	<p>第七十二条の二十五第五項</p> <p>二月間（同条第五項各号の指定を受けようとする旨の申請があつた場合にはその申請に係る指定を受けようとする月数の期間とし、同項各号の指定に係る月数の変更をしようとする旨の申請があつた場合にはその申請に係る変更後の月数の期間とする。）</p>

第二十四条の四の三第三項中「当該申告書の提出期限が」を「同条第一項又は法第七十二条の二十八第一項若しくは第七十二条の二十九第一項の規定による申告書の提出期限が」に改め、「含む。」の下に「、第一項において準用する第二十四条の四第一項の規定により指定等の処分があつた場合（前項において準用

する第二十四条の三第四項の規定により当該提出期限の延長の処分についての変更の処分がされたものとみなされた場合を含む。」を加え、「第二十四条の四第二項」を「第二十四条の四第四項」に、「申告書の提出期限の」を「提出期限の」に、「若しくは」を「又は」に、「又は」を「及び」に、「同条第四項」を「同条第六項」に改める。

第二十四条の五中「又は第七項（これらの規定を法第七十二条の二十八第二項）を」（法第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項）に改め、「申告書」を削り、同条に次の一項を加える。

2 第二十四条の三の規定は、法第七十二条の二十五第七項（法第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。）に規定する場合について準用する。この場合において、第二十四条の三第一項中「に係る事業年度終了の日から四十五日以内」とあるのは「の提出期限の到来する日の十五日前まで」と、「理由」とあるのは「理由又は法人税法第二条第十八号の四に規定する連結所得の金額の計算を了することができない理由」と、同条第四項中「に係る事業年度終了の日から二月以内」とあるのは「の提出期限まで」と読み替えるものとする。

第二十四条の六の見出し中「第七十二条の二十六第七項」を「第七十二条の二十六第八項」に改め、同条

第一項中「第七十二条の二十六第七項」を「第七十二条の二十六第八項」に、「次項及び第三項」を「以下この条」に改め、「。次項」の下に「及び第五項」を加え、「第六十八条の十一第七項」を「第六十八条の十一第五項」に改め、「第六十八条の十五の四第五項」の下に「第六十八条の十五の五第五項」を加え、「第八項」を「第九項」に改め、同条第二項第一号中「第四十二条の六第七項」を「第四十二条の六第五項」に改め、「第四十二条の十二の三第五項」の下に「第四十二条の十二の四第五項」を加え、「第八項」を「第九項」に、「第六十八条の十一第七項」を「第六十八条の十一第五項」に改め、「第六十八条の十五の四第五項」の下に「第六十八条の十五の五第五項」を加え、同条に次の一項を加える。

5 第一項の事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度における法人税法第八十一条の二十二第一項の規定による法人税に係る申告書の提出期限が同法第八十一条の二十四第一項の規定により当該連結事業年度終了の日の翌日から六月を経過した日の前日とされた場合で、かつ、当該提出期限について国税通則法第十条第二項の規定の適用がある場合において、同項の規定の適用がないものとした場合における当該提出期限の翌日から同項の規定により当該提出期限とみなされる日までの間に連結確定申告書に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額が確定したときは、当該連結事業年度終了の日の

翌日から六月を経過した日の前日までに当該金額が確定したものとみなして、当該事業年度の予定申告に係る基準額を算出するものとする。

第二十四条の七の見出し中「第七十二条の二十六第七項」を「第七十二条の二十六第八項」に改め、同条第一項中「第七十二条の二十六第七項」を「第七十二条の二十六第八項」に、「第四十二条の六第七項」を「第四十二条の六第五項」に改め、「第四十二条の十二の三第五項」の下に「、第四十二条の十二の四第五項」を加え、「第八項」を「第九項」に改め、同条第二項中「第四項」を「第五項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同項中「開始の日の前日の属する連結事業年度」とあるのは「の前事業年度」と、「第八十一条の二十二第一項の」とあるのは「第七十四条第一項の」と、「第八十一条の二十四第一項」とあるのは「第七十五条の二第一項」と、「当該連結事業年度」とあるのは「当該前事業年度」と、「連結確定申告書」とあるのは「法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書」と、「法人税法第八十一条の二十二第一項第二号」とあるのは「同法第七十四条第一項第二号」と読み替えるものとする。

第三十三条の二の見出し中「減少させる」を「増加させる」に改め、同条第三項中「修正申告書に係る更

正の通知」を「増額更正の通知（当該増額更正が法第七十二条の三十九の規定によるものである場合には、当該増額更正の基準となつた法人税の課税標準である所得に係る法人税の修正申告書の提出又は更正若しくは決定の通知）」に、「同項に規定する修正申告書の提出」を「当該増額更正」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項第一号イを次のように改める。

イ 法第七十二条の四十四第四項に規定する増額更正（以下この条において「増額更正」という。）に
より納付すべき税額

第三十三条の二第二項第一号ロ、第二号イ及びロ並びに第三号イ及びロ中「修正申告書の提出」を「増額更正」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第七十二条の四十四第四項に規定する納付すべき税額を増加させる更正に類するものとして政令で定める更正は、還付金を減少させる更正又は納付すべき税額があるものとする更正とする。

第三十三条の三第二項第一号イ中「修正申告書」を「法第七十二条の三十三の二第一項に規定する修正申告書（以下この条及び次条において「修正申告書」という。）」に改める。

第三十五条の見出し中「事務所又は事業所」を「事業所等」に改め、同条中「事務所又は事業所」を「事業所等」に改め、「超える」の下に「同条第三項第一号に規定する」を加える。

第三十五条の二の見出しを「（法第七十二条の四十八第十一項の課税標準額の総額の分割の方法）」に改め、同条第一項を次のように改める。

法第七十二条の四十八第一項に規定する分割法人（以下この項において「分割法人」という。）が鉄道事業又は軌道事業（以下この項において「鉄軌道事業」という。）と鉄軌道事業以外の事業とを併せて行う場合における当該分割法人の事業に係る同条第一項に規定する課税標準額の総額（以下この項において「課税標準額の総額」という。）の分割については、まず、当該分割法人の事業に係る課税標準額の総額を鉄軌道事業に係る売上金額と鉄軌道事業以外の事業に係る売上金額（百貨店業については、売上総利益金額）に応じて按分するものとし、当該按分した額のうち、鉄軌道事業に係る部分については鉄軌道事業について定められた同条第三項に規定する分割基準（以下この項において「分割基準」という。）により、鉄軌道事業以外の事業に係る部分については鉄軌道事業以外の事業のうち主たる事業について定められた分割基準により、関係道府県ごとに分割した金額を関係道府県ごとに合計するものとする。

第三十五条の十三第一項中「(昭和三十七年法律第六十六号)」を削る。

第三十五条の十七第一項中「百分の〇・五五」を「百分の〇・六〇」に改め、同条第二項中「による」を「により」に改める。

第三十五条の二十第二項第二号中「十五分の三」を「三十分の七」に改め、同項第三号中「十五分の二」を「三十分の三」に改める。

第三十六条の八第二項第一号中「及び」を「又は」に、「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改め、同項第二号中「並びに前項第一号及び」を「又は前項第一号若しくは」に、「及び同法」を「又は同法」に改め、同項第三号中「及び」を「又は」に改める。

第三十七条の九の十中「国立研究開発法人森林総合研究所が国立研究開発法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構が国立研究開発法人森林研究・整備機構法」に、「第十一条第一項第一号」を「第十三条第一項第一号」に改める。

第四十八条の九の二第四項中「百分の十八」の下に「(所得割の納税義務者が地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の区域内に住所を有する場合には、百分の二十四)」を加え、同条第八項中「において、当

該申告に係る当該控除に関して記載された金額を限度として」を「限り、」に改め、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、法第三百十四条の人の規定により控除されるべき金額の計算の基礎となる当該年において課された外国の所得税等の額その他の総務省令で定める金額は、市町村長において特別の事情があると認める場合を除くほか、当該明細書に当該計算の基礎となる金額として記載された金額を限度とする。

第四十八条の十中「第五項」を「第六項」に、「第八条の六第六項」を「第八条の六第七項」に、「中「法」を「中」」に、「あるのは「法」を「あるのは「」」に改め、「同条第六項」の下に「中「第五十三条第一項」とあるのは「第三百二十一条の八第一項」と、同条第七項」を加え、「読み替える」を「、「第五十三条第一項」とあるのは「第三百二十一条の八第一項」と、「第五十三条第四項」とあるのは「第三百二十一条の八第四項」と読み替える」に改める。

第四十八条の十の三中「第八条の六第六項」を「第八条の六第七項」に、「第五項」を「第六項」に、「中「法」を「中」」に、「あるのは「法」を「あるのは「」」に改め、「同条第六項」の下に「中「第五十三条第一項」とあるのは「第三百二十一条の八第一項」と、同条第七項」を加え、「読み替える」を「、「

第五十三条第一項」とあるのは「第三百二十一条の八第一項」と、「第五十三条第四項」とあるのは「第三百二十一条の八第四項」と読み替える」に改める。

第四十八条の十三第十項中「以下この項において同じ。」又は「を」を「第二号において同じ。」又は「に」、「以下この項において同じ。」（「を」を「第二号において同じ。」）（「に」、「第十五項、第二十二項及び第二十五項」を「以下この条」に改め、同項第一号中「この項及び第二十一項」を「この条及び第四十八条の十五の五第四項」に、「同条第十二号の七の二」を「同法第二条第十二号の七の二」に、「以下この項に」を「次号に」に改め、同条第三十一項中「において、当該申告に係る当該控除に関して記載された金額を限度として」を「限り、」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、法第三百二十一条の八第二十四項の規定により控除されるべき金額の計算の基礎となる当該事業年度又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額その他の総務省令で定める金額は、市町村長において特別の事情があると認める場合を除くほか、当該書類に当該計算の基礎となる金額として記載された金額を限度とする。

第四十八条の十五の四第三項中「以下この項」を「第一号」に、「同条第一項」を「法人税法第二条第十

二号の六の七」に、「」が同項」を「次条第四項において同じ。」が法第三百二十一条の十一の三第一項」に改める。

第四十八条の十五の五の見出し中「減少させる」を「増加させる」に改め、同条第三項中「修正申告書に係る更正の通知」を「増額更正の通知（当該増額更正が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと（法第三百二十一条の八第二項又は第四項に規定する申告書を提出すべき法人が法人税法第二条第十二号の七に規定する連結子法人（以下この項において「連結子法人」という。）の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人又は連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと）によるものである場合には、当該法人税に係る修正申告書の提出又は更正若しくは決定の通知）」に、「同項に規定する修正申告書の提出」を「当該増額更正」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項第一号イ中「修正申告書」を「増額更正」に、「この項及び次項」を「この条」に改め、「の提出」を削り、同号ロ並びに同項第二号イ及びロ並びに第三号イ及びロ中「修正申告書の提出」を「増額更正」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第三百二十一条の十二第四項に規定する納付すべき税額を増加させる更正に類するものとして政令で定める更正は、還付金の額を減少させる更正又は納付すべき税額があるものとする更正とする。

第四十九条の十二第二項第一号中「及び」を「又は」に、「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改め、同項第二号中「並びに前項第一号及び」を「又は前項第一号若しくは」に、「及び同法」を「又は同法」に改め、同項第三号中「及び」を「又は」に改める。

第五十一条の十五の九中「国立研究開発法人森林総合研究所が国立研究開発法人森林総合研究所法第十一条第一項第一号」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構が国立研究開発法人森林研究・整備機構法第十条第一項第一号」に改める。

第五十二条の二第一項中「第二条第二項」を「第二条第六項」に、「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 法第三百四十九条の三第三項に規定する政令で定める償却資産は、原料処理設備、ガス発生設備及び附属設備の用に供する構築物並びに機械及び装置並びにガスホルダー、圧送機、整圧器、熱量調整装置及び導管（供給管及び屋内管を除く。）であつて、ガス事業法第二条第二項に規定するガス小売事業、同条第

七項に規定する特定ガス導管事業又は同条第九項に規定するガス製造事業の用にのみ供するもの以外のものとする。

第五十二条の十三の二を第五十二条の十三の四とし、第五十二条の十三の次に次の二条を加える。

(法第三百四十九条の三の四の者等)

第五十二条の十三の二 法第三百四十九条の三の四に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 法第三百四十九条の三の四に規定する滅失し、又は損壊した償却資産（以下この項及び第三項において「被災償却資産」という。）の所有者（当該被災償却資産が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）

二 被災償却資産が法第三百四十二条第三項の規定により共有物とみなされたものである場合における当該被災償却資産の買主

三 前二号に掲げる者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合においてその者について相続があつたときにおけるその者の相続人

四 第一号又は第二号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された

法人又は分割承継法人（法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人をいう。以下この号及び次条第一項第四号において同じ。）を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により被災償却資産に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る分割承継法人

2 法第三百四十九条の三の四に規定する政令で定める区域は、法第三百四十九条の三の三第一項に規定する震災等の際し被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）が適用された市町村（特別区を含み、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市にあつては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。）の区域（次条第二項において「被災区域」という。）とする。

3 法第三百四十九条の三の四に規定する政令で定める部分は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める部分とする。

一 被災償却資産が共有物である場合（第三号に掲げる場合を除く。） 第一項第一号に掲げる者が有していた被災償却資産に係る持分の割合により法第三百四十九条の三の四に規定する取得又は改良が行われた償却資産（以下この項において「代替償却資産」という。）の共有持分を有していた場合に

おける代替償却資産に係る持分の割合に応ずる部分

二 代替償却資産が共有物である場合（次号に掲げる場合を除く。） 第一項各号に掲げる者（次号及び次項において「特例対象者」という。）が有している代替償却資産に係る持分の割合の合計に応ずる部分

三 被災償却資産及び代替償却資産がいずれも共有物である場合 各特例対象者が有している代替償却資産に係る持分の割合（当該持分の割合が第一項第一号に掲げる者が有していた被災償却資産に係る持分の割合を超える場合には、被災償却資産に係る持分の割合）の合計に応ずる部分

4 特例対象者が法第三百四十九条の三の四の規定の適用を受けようとする場合には、総務省令で定める書類を同条に規定する市町村長（法第三百八十九条の規定の適用を受ける償却資産にあつては、当該償却資産の価格等（同条第一項に規定する価格等をいう。）を決定する総務大臣又は道府県知事）に提出しなければならぬ。

（法第三百五十二条の三の者等）

第五十二条の十三の三 法第三百五十二条の三に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 法第三百五十二条の三に規定する滅失し、又は損壊した家屋（以下この条において「被災家屋」という。）の所有者（当該被災家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）
 - 二 前号に掲げる者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合においてその者について相続があつたときにおけるその者の相続人
 - 三 法第三百五十二条の三に規定する取得され、又は改築された家屋（第三項において「特例適用家屋」という。）に個人である第一号に掲げる者と同居するその者の三親等内の親族
 - 四 第一号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により被災家屋に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る分割承継法人
- 2 法第三百五十二条の三に規定する政令で定める区域は、被災区域とする。
 - 3 法第三百五十二条の三に規定する政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる特例適用家屋の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 区分所有に係る特例適用家屋（法第三百四十一条第十二号に規定する区分所有に係る家屋（以下この号及び次項において「区分所有に係る家屋」という。）である特例適用家屋をいう。以下この項及び次項において同じ。）及び共有物である特例適用家屋以外の特例適用家屋 当該特例適用家屋に係る固定資産税額に、被災家屋の床面積（当該被災家屋が区分所有に係る家屋であるときは、第一項第一号に掲げる者が所有していた当該被災家屋の専有部分（法第三百五十二条第一項に規定する専有部分をいう。次号において同じ。）の床面積とし、当該被災家屋が共有物であるときは、第一項第一号に掲げる者が有していた当該被災家屋に係る持分の割合を当該被災家屋の床面積に乗じて得た面積とする。次号及び第三号において同じ。）を当該特例適用家屋の床面積で除して得た数値（当該数値が一を超える場合には、一）を乗じて得た額は、一）を乗じて得た額
- 二 区分所有に係る特例適用家屋 当該特例適用家屋の専有部分に係る法第三百五十二条第一項に規定する区分所有者が同条の規定により納付する義務を負うものとされる固定資産税額に、被災家屋の床面積を当該特例適用家屋の専有部分の床面積で除して得た数値（当該数値が一を超える場合には、一）を乗じて得た額

三 共有物である特例適用家屋 当該特例適用家屋に係る固定資産税額に、被災家屋の床面積（当該被災家屋の床面積が第一項各号に掲げる者（第五項において「特例対象者」という。）がそれぞれ有している特例適用家屋に係る持分の割合を当該特例適用家屋の床面積に乗じて得た面積を超える場合には、当該面積）を当該特例適用家屋の床面積で除して得た数値を乗じて得た額

4 前項に定めるもののほか、被災家屋で区分所有に係る家屋であるもの又は同項第二号に掲げる区分所有に係る特例適用家屋に共用部分があるときの同項各号の床面積その他の事項の算定に関し必要な事項は、総務省令で定める。

5 特例対象者が法第三百五十二条の三の規定の適用を受けようとする場合には、総務省令で定める書類を同条に規定する市町村長に提出しなければならない。

第五十四条の十三の二第一項中「工業等導入地区」を「産業導入地区」に改め、「農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第百十二号）第十条の総務省令で定める地区を有する市町村にあつては当該地区とし、同条の総務省令で定める地区を有しない市町村にあつては」を削り、「同法第二条第二項」を「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和四十六年法律第百十二号）第五条第一項に規定する実施計画

に定められた同条第二項第二号」に、「工業等の」を「導入すべき産業の」に改める。

第五十四条の三十第一項第七号を次のように改める。

七 土地収用法第三条第十七号の二に掲げる施設 電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号。以下この号において「電気事業法等改正法」という。）附則第十二条第二項に規定するみなしガス小売事業者がガス事業法第二条第二項に規定するガス小売事業の用に供する施設、同条第六項に規定する一般ガス導管事業者が同条第五項に規定する一般ガス導管事業の用に供する施設又は電気事業法等改正法附則第十三条第一項の規定によりガス事業法第八十六条第一項の規定による届出をしたものとみなされた電気事業法等改正法附則第十三条第一項に規定する旧一般ガス事業者がガス事業法第二条第九項に規定するガス製造事業の用に供する施設

第五十四条の三十一中「都道府県準則若しくは同条第二項の規定により定められた同項に規定する市準則」を「市町村準則」に改める。

第五十四条の三十二第一項第七号中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削り、同条第二項第一号中「本号」を「この号」に、「本項」を「この項」に改め、同項第七号及び同条第三項第二号中「本号」を「こ

の号」に改める。

第三章の三を削る。

第三章の二中第五十五条の次に次のように加える。

第五十六条から第五十六条の十まで 削除

第三章の四を第三章の三とする。

第五十六条の二十六の三中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第三章の五を第三章の四とし、同章の次に次の一章を加える。

第三章の五 都市計画税

第五十六条の八十四の二 法第七百二条の四の二に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 法第七百二条の四の二に規定する滅失し、又は損壊した家屋（以下この条において「被災家屋」という。）の所有者（当該被災家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）
- 二 前号に掲げる者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合においてその者について相続があつたときにおけるその者の相続人

三 法第七百二条の四の二に規定する取得され、又は改築された家屋（第三項において「特例適用家屋」という。）に個人である第一号に掲げる者と同居するその者の三親等内の親族

四 第一号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人（法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人をいう。以下この号において同じ。）を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により被災家屋に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る分割承継法人

2 法第七百二条の四の二に規定する政令で定める区域は、同条に規定する震災等の際し被災者生活再建支援法が適用された市町村（特別区を含み、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市にあつては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。）の区域とする。

3 法第七百二条の四の二に規定する政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる特例適用家屋の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 区分所有に係る特例適用家屋（法第三百四十一条第十二号に規定する区分所有に係る家屋（以下この

号及び次項において「区分所有に係る家屋」という。）である特例適用家屋をいう。以下この項及び次項において同じ。）及び共有物である特例適用家屋以外の特例適用家屋 当該特例適用家屋に係る都市計画税額に、被災家屋の床面積（当該被災家屋が区分所有に係る家屋であるときは、第一項第一号に掲げる者が所有していた当該被災家屋の専有部分（建物の区分所有等に関する法律第二条第三項に規定する専有部分をいう。次号において同じ。）の床面積とし、当該被災家屋が共有物であるときは、第一項第一号に掲げる者が有していた当該被災家屋に係る持分の割合を当該被災家屋の床面積に乗じて得た面積とする。次号及び第三号において同じ。）を当該特例適用家屋の床面積で除して得た数値（当該数値が一を超える場合には、一）を乗じて得た額

二 区分所有に係る特例適用家屋 当該特例適用家屋の専有部分に係る法第七百二条の四の二に規定する区分所有者が法第七百二条の八第一項の規定によりその例によることとされる法第三百五十二条の規定により納付する義務を負うものとされる都市計画税額に、被災家屋の床面積を当該特例適用家屋の専有部分の床面積で除して得た数値（当該数値が一を超える場合には、一）を乗じて得た額

三 共有物である特例適用家屋 当該特例適用家屋に係る都市計画税額に、被災家屋の床面積（当該被災

家屋の床面積が第一項各号に掲げる者（第五項において「特例対象者」という。）がそれぞれ有している特例適用家屋に係る持分の割合を当該特例適用家屋の床面積に乗じて得た面積を超える場合には、当該面積）を当該特例適用家屋の床面積で除して得た数値を乗じて得た額

4 前項に定めるもののほか、被災家屋で区分所有に係る家屋であるもの又は同項第二号に掲げる区分所有に係る特例適用家屋に共用部分があるときの同項各号の床面積その他の事項の算定に関し必要な事項は、総務省令で定める。

5 特例対象者が法第七百二条の四の二の規定の適用を受けようとする場合には、総務省令で定める書類を同条に規定する市町村長に提出しなければならない。

第五十六条の八十九第一項中「以下」の下に「国民健康保険税について」を加え、「四十八万円」を「四十九万円」に、「二十六万五千円」を「二十七万円」に改め、同条第二項第二号口中「二十六万五千円」を「二十七万円」に改め、同号ハ中「四十八万円」を「四十九万円」に改める。

第五十七条の三の見出し中「及び事業所税」を「、事業所税及び都市計画税」に改め、同条中「及び事業所税」を「、事業所税及び都市計画税」に改め、「第五節」の下に「、第三章の四」を加える。

第五十八条中「附則第三条から」の下に「第八条の二まで、第八条の三から」を加え、「第九条の二の二」を「第九条の三」に、「第十二条の二の三第一項、第十二条の二の四」を「第十二条の二の二第一項、第十二条の二の三、第十二条の二の五」に、「第十三条、第十四条、第十五条の四、第十五条の五、第十六条、第十七条」を「第十二条の四から第十四条まで、第十五条の三の二から第十五条の五まで、第十五条の十一」に、「第三十一条」を「第三十条の二」に改める。

附則第三条の二の二第一項ただし書中「第七十二条の二十八第二項」の下に「及び第七十二条の二十九第二項」を加える。

附則第五条の四中「によつて同条」を「により同条」に改め、同条を附則第五条の五とし、附則第五条の三を附則第五条の四とする。

附則第五条の二の表第八条の六第一項及び第六項、第八条の十三第一項、第八条の十七第一項、第八条の二十第一項並びに第八条の二十三第一項の項中「及び第六項」を「及び第七項」に、「若しくは第八項」を「若しくは第九項」に改め、「若しくは第九項」に改め、同表第八条の六第二項第一号の項中「若しくは第八項」を「若しくは第九項」に改め、同表第四十八条の十の項中「第五項」を「第六項」に、「附則第五条の二」を「附則第五条の三」

に改め、同表第四十八条の十一の二第一項の項から第四十八条の十一の十二第一項の項までの規定中「附則第五条の二」を「附則第五条の三」に改め、同条を附則第五条の三とし、附則第五条の次に次の一条を加える。

（分離課税に係る所得割の交付時期及び交付額）

第五条の二 法附則第七条の四の規定により地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市（以下この条において「指定都市」という。）に対し交付するものとされる法第五十条の二の規定により課する所得割（以下この条において「分離課税に係る所得割」という。）に係る交付金については、当該指定都市の区域を包括する道府県は、毎年度三月に、当該指定都市に対し、前年度三月から当該年度二月までの間に当該道府県に払い込まれた当該指定都市に係る分離課税に係る所得割に係る地方団体の徴収金の額の二分の一に相当する額から当該期間内に法第四十七条第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定により当該指定都市に対して分離課税に係る所得割に係る徴収取扱費を交付した場合における当該交付した額の二分の一に相当する額を控除した額を交付するものとする。

2 前項に規定する分離課税に係る所得割に係る交付金について、各年度に交付することができなかつた金

額があるとき、又は各年度において交付すべき額を超えて交付した金額があるときは、それぞれこれらの金額を、当該年度の翌年度に交付すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

3 第一項の規定により指定都市に対して交付すべき額を交付した後において、その交付した額の算定に錯誤があつたため、交付した額を増加し、又は減少する必要が生じた場合には、当該錯誤に係る額を、当該錯誤を発見した年度又はその翌年度において、当該交付すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

4 第一項の規定を適用して指定都市に対し交付すべき額を計算する場合において、当該計算した金額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもつて、当該指定都市に対し交付すべき額とする。

5 前各項に定めるもののほか、分離課税に係る所得割の交付に関し必要な事項は、総務省令で定める。附則第六条の二に次の一項を加える。

7 法附則第九条第二十一項に規定する政令で定める収入金額は、同項に規定する廃炉等実施認定事業者が同項に規定する小売電気事業者又は同項に規定する一般送配電事業者から原子力損害賠償・廃炉等支援機

構法（平成二十三年法律第九十四号）第五十五条の三第一項の規定による廃炉等積立金として積み立てる金銭として交付を受けるべき金額に相当する収入金額とする。

附則第六条の十一第一項中「百分の〇・五五」を「百分の〇・六〇」に改め、同条第二項中「による」を「により」に改める。

附則第七条第十四項を削り、同条第十五項を同条第十四項とし、同条第十六項中「要件に」を「要件のいずれにも」に改め、同項第一号中「二百四十平方メートル」を「二百平方メートル」に改め、同項第四号中「五戸」を「十戸」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項中「二百四十平方メートル」を「二百平方メートル」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十八項中「（第一号）」を「（第一号イ及び第二号イ）」に、「次に掲げる事項の全て」を「、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める事項」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 法附則第十一条第十三項に規定する小規模不動産特定共同事業者及び同項第一号に規定する小規模特例事業者（次号において「小規模特例事業者」という。）（イ及びロにおいて「小規模不動産特定共同事業者等」という。） 次に掲げる全ての事項

イ 小規模不動産特定共同事業者等による事業契約に係る不動産取引の目的となる法附則第十一条第三項第一号に定める不動産の取得（同号ロに掲げる土地の地上権又は賃借権の取得を含む。ロ及びハにおいて「小規模対象不動産の取得等」という。）は、当該事業契約締結後に行うものであること。

ロ 小規模不動産特定共同事業者等が、小規模対象不動産の取得等を行うものであること。

ハ 法附則第十一条第三項第一号イに掲げる家屋について、小規模対象不動産の取得等後二年以内に当該家屋の増築、改築、修繕又は模様替に着手すること。

ニ その他国土交通大臣が総務大臣と協議して定める事項

二 法附則第十一条第十三項に規定する特例事業者（小規模特例事業者を除く。）及び同項に規定する特定適格特例投資家限定事業者（イ及びロにおいて「特定特例事業者等」という。） 次に掲げる全ての

事項

イ 特定特例事業者等による事業契約に係る不動産取引の目的となる法附則第十一条第三項第二号に定める不動産（ハにおいて「特例対象不動産」という。）の取得は、当該事業契約締結後に行うものであること。

ロ 特定特例事業者等が、法附則第十一条第十三項第二号イに掲げる土地及び同号ハに掲げる特定家屋又は同号ニに掲げる家屋及び同号ホに掲げる土地を取得するものであること。

ハ 次に掲げる特例対象不動産の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(1) 法附則第十一条第十三項第二号ハに掲げる特定家屋 同号イに掲げる土地の取得後二年以内に当該特定家屋の新築に着手すること。

(2) 法附則第十一条第十三項第二号ニに掲げる家屋 当該家屋及び同号ホに掲げる土地の取得後二年以内に当該家屋の増築、改築、修繕又は模様替に着手すること。

ニ 法附則第十一条第十三項第二号イに掲げる土地及び同号ハに掲げる特定家屋又は同号ニに掲げる家屋（増築、改築、修繕又は模様替後のものに限る。）及び同号ホに掲げる土地は、当該新築又は当該増築、改築、修繕若しくは模様替後十年以内に譲渡をすること。

ホ その他国土交通大臣が総務大臣と協議して定める事項

附則第七条第十八項を同条第十七項とし、同項の次に次の一項を加える。

18 法附則第十一条第十三項第一号イに規定する政令で定める用途は、住宅、事務所、店舗、旅館、ホテル

、料理店、駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車場（第二十項において「路外駐車場」という。）、学校、病院、介護施設（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第三項に規定する公的介護施設等又は同条第四項に規定する特定民間施設をいう。第二十項において同じ。）、図書館、博物館、会館、公会堂、劇場、映画館、遊技場又は倉庫であることとする。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用に供するものを除くものとする。

附則第七条第十九項中「附則第十一条第十三項第一号及び第二号」を「附則第十一条第十三項第二号イ及びロ」に、「同項第四号」を「同号ニ」に、「に掲げる」を「の各号のいずれかに該当する」に改め、同条第二十項中「附則第十一条第十三項第一号」を「附則第十一条第十三項第二号イ」に改め、「のうち」の下に「、建築基準法施行令第三章及び第五章の四に規定する基準又は国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合することにつき総務省令で定めるところにより証明がされたものであつて」を加え、「駐車場（駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車場に限る。）」を「路外駐車場」に改め、「（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二

条第三項に規定する公的介護施設等又は同条第四項に規定する特定民間施設をいう。）」を削る。

附則第九条の二第一項中「附則第七条第十七項」を「附則第七条第十五項」に改め、同条第二項中「附則第七条第十八項」を「附則第七条第十六項」に改める。

附則第十条第二項中「同項」を「法附則第十二条第一項」に改め、同条第九項第一号中「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同条第二十一項及び第二十二項中「同法第七十条の四」を「同条」に改める。

附則第十条の二の二第十一項中「附則第十二条の二の七第五項」を「附則第十二条の二の七第六項」に改める。

附則第十一条第二十八項を削り、同条第二十九項中「附則第十五条第二十八項」を「附則第十五条第二十七項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第三十項中「附則第十五条第二十八項」を「附則第十五条第二十七項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第三十一項中「附則第十五条第二十九項」を「附則第十五条第二十八項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第三十二項中「附則第十五条第三十一項」を

「附則第十五条第三十項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第三十三項中「附則第十五条第三十二項」を「附則第十五条第三十一項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十四項中「附則第十五条第三十二項」を「附則第十五条第三十一項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十五項中「附則第十五条第三十二項」を「附則第十五条第三十一項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十六項中「附則第十五条第三十七項」を「附則第十五条第三十五項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十七項中「附則第十五条第四十一項」を「附則第十五条第三十八項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十八項中「附則第十五条第四十二項」を「附則第十五条第三十九項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十九項中「附則第十五条第四十三項」を「附則第十五条第四十項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第四十項中「附則第十五条第四十四項」を「附則第十五条第四十一項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第四十一項中「附則第十五条第四十四項」を「附則第十五条第四十一項」に改め、同項を同条第四十項とし、同項の次に次の一項を加える。

41 法附則第十五条第四十三項に規定する経営力向上設備等に該当する機械装置等で政令で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 機械及び装置 一台又は一基（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式とする。次号及び第三号において同じ。）の取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。次号から第四号までにおいて同じ。）が百六十万円以上のもので総務省令で定めるもの

二 工具 一台又は一基の取得価額が三十万円以上のもので総務省令で定めるもの

三 器具及び備品 一台又は一基の取得価額が三十万円以上のもので総務省令で定めるもの

四 建物附属設備 一の建物附属設備の取得価額が六十万円以上のもので総務省令で定めるもの

附則第十一条第四十二項を次のように改める。

42 法附則第十五条第四十四項に規定する固定資産で政令で定めるものは、同項に規定する者が有料で借り受けた固定資産以外の固定資産とする。

附則第十一条に次の一項を加える。

43 法附則第十五条第四十五項に規定する土地で政令で定めるものは、同項に規定する緑地保全・緑化推進法人が有料で借り受けた土地以外の土地とする。

附則第十二条第一項中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、同項第八号中「にあつては」を「には」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「にあつては」を「には」に改め、「（高齢者の居住の安定確保に関する法律第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅をいう。次号及び第二十一項において同じ。）」を削り、同号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「の専有部分に係る」を「（法第三百四十一条第十二号に規定する区分所有に係る家屋をいう。以下この条において同じ。）の専有部分（法第三百五十二条第一項に規定する専有部分をいう。以下この条において同じ。）に係る同項に規定する」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 サービス付き高齢者向け貸家住宅 サービス付き高齢者向け住宅（高齢者の居住の安定確保に関する法律第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅をいう。以下この項及び第二十一項において同じ。）である貸家住宅をいう。

附則第十二条第一項に次の三号を加える。

十三 高齢者向け貸家用専有部分 区分所有に係るサービス付き高齢者向け貸家住宅（区分所有に係る家

屋であるサービス付き高齢者向け貸家住宅をいう。以下この条において同じ。）の専有部分でその専らサービス付き高齢者向け住宅事業（高齢者の居住の安定確保に関する法律第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業をいう。以下この項及び第二十一項から第二十三項までにおいて同じ。）に係る住居として貸家の用に供する部分（別荘の用に供する部分を除く。）の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合が二分の一以上であるものをいう。

十四 高齢者向け特定貸家基準住居部分 サービス付き高齢者向け住宅事業に係る住居として貸家の用に供するために独立的に区画されたサービス付き高齢者向け貸家住宅の一の部分でその床面積が三十平方メートル以上二百十平方メートル以下であるものをいう。

十五 高齢者向け特定貸家基準部分 区分所有に係るサービス付き高齢者向け貸家住宅の専有部分のうち、二以上の部分に独立的に区画された部分であつて、高齢者向け特定貸家基準住居部分であるものをいう。

附則第十二条第四項第一号中「に定める」を「次に定める」に改め、同号口中「にあつては」を「には」に、「程度等」を「程度その他総務省令で定める事項」に改め、同項第二号中「場合にあつては」を「場合に

には」に、「程度等」を「程度その他総務省令で定める事項」に改め、同条第二十項第一号中「に定める」を「次に定める」に改め、同号口中「程度等」を「程度その他総務省令で定める事項」に改め、同項第二号中「に定める」を「次に定める」に改め、同号口中「程度等」を「程度その他総務省令で定める事項」に改め、同項第三号中「に定める」を「次に定める」に改め、同号口中「程度等」を「程度その他総務省令で定める事項」に改め、同条第二十一項を次のように改める。

21 法附則第十五条の八第四項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅で政令で定めるものは、サービス付き高齢者向け貸家住宅のうち次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

イ 当該サービス付き高齢者向け貸家住宅が主要構造部を耐火構造とした建築物、建築基準法第二条第九号の三イ又はロのいずれかに該当する建築物その他総務省令で定める建築物であること。

ロ 当該サービス付き高齢者向け貸家住宅の建設に要する費用について、政府の補助で総務省令で定めるもの又はサービス付き高齢者向け住宅の整備に要する費用に係る地方公共団体の補助を受けていること。

ハ 当該サービス付き高齢者向け貸家住宅に係る高齢者の居住の安定確保に関する法律第七条第二項に規定するサービス付き高齢者向け住宅登録簿に記載されたサービス付き高齢者向け住宅の戸数が十戸以上であること。

二 次に掲げるサービス付き高齢者向け貸家住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 区分所有に係るサービス付き高齢者向け貸家住宅 高齢者向け貸家用専有部分に係る高齢者向け特定貸家基準部分を有すること。

ロ 区分所有に係るサービス付き高齢者向け貸家住宅以外のサービス付き高齢者向け貸家住宅 サービス付き高齢者向け貸家住宅でその専らサービス付き高齢者向け住宅事業に係る住居として貸家の用に供する部分（別荘の用に供する部分を除く。次項及び第二十三項において同じ。）の床面積の当該サービス付き高齢者向け貸家住宅の床面積に対する割合が二分の一以上であるものうち、高齢者向け特定貸家基準住居部分を有するものであること。

附則第十二条第四十四項を同条第五十六項とし、同条第四十三項第一号中「に定める」を「次に定める」に改め、同号ロ及びハ中「にあつては」を「には」に、「程度等」を「程度その他総務省令で定める事項」

に改め、同項第二号中「に定める」を「次に定める」に改め、同号ロ及びハ中「にあつては」を「には」に改め、同項第二号中「に定める」を「次に定める」に改め、同号ロ及びハ中「にあつては」を「には」に改め、同項を同条第五十五項とし、同条第四十二項、「程度等」を「程度その他総務省令で定める事項」に改め、同項を同条第五十四項とし、同条第四十一項中「程度等」を「程度その他総務省令で定める事項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同項の次に次の十項を加える。

44 法附則第十五条の九の二第一項に規定する政令で定める耐震改修は、当該耐震改修に要した費用の額が五十万円を超えるものとする。

45 法附則第十五条の九の二第一項に規定する政令で定める認定長期優良住宅は、法附則第十五条の七第一項に規定する認定長期優良住宅（以下この項において「認定長期優良住宅」という。）のうち、次の各号に掲げる認定長期優良住宅の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当するものとする。

一 区分所有に係る認定長期優良住宅（区分所有に係る家屋である認定長期優良住宅をいう。次号におい

て同じ。) 以外の認定長期優良住宅 床面積が五十平方メートル以上二百八十平方メートル以下である認定長期優良住宅 (共同住宅等にあつては、基準住居部分を有する住宅) であること。

二 区分所有に係る認定長期優良住宅 居住用専有部分に係る基準部分を有する認定長期優良住宅であること。

46 法附則第十五条の九の二第一項に規定する政令で定める特定耐震基準適合住宅は、同項に規定する特定耐震基準適合住宅 (以下この項及び次項において「特定耐震基準適合住宅」という。) のうち次に掲げるものとする。

一 人の居住の用に供する部分 (別荘の用に供する部分を除く。以下この項及び次項において同じ。) 以外の部分を有する特定耐震基準適合住宅

二 共同住宅等である特定耐震基準適合住宅以外の特定耐震基準適合住宅にあつては、人の居住の用に供する部分の床面積が百二十平方メートルを超えるもの

三 共同住宅等である特定耐震基準適合住宅にあつては、一の独立区画部分の床面積が百二十平方メートルを超えるもの

47 法附則第十五条の九の二第一項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる

特定耐震基準適合住宅の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 区分所有に係る特定耐震基準適合住宅（区分所有に係る家屋である特定耐震基準適合住宅をいう。次号において同じ。）以外の特定耐震基準適合住宅（前項各号に掲げる特定耐震基準適合住宅に限る。以下この号において同じ。） 次に掲げる特定耐震基準適合住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 共同住宅等である特定耐震基準適合住宅以外の特定耐震基準適合住宅 当該特定耐震基準適合住宅に係る固定資産税額に、人の居住の用に供する部分の床面積（人の居住の用に供する部分の床面積が百二十平方メートルを超える場合には、当該部分の床面積を百二十平方メートルとして算定するものとする。）の当該特定耐震基準適合住宅の床面積に対する割合（人の居住の用に供する部分とその他の部分とについて、天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項に著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）を乗じて得た額

ロ 共同住宅等である特定耐震基準適合住宅 当該特定耐震基準適合住宅に係る固定資産税額に、人の居住の用に供する部分の床面積（一の独立区画部分の床面積が百二十平方メートルを超える場合には

、当該一の独立区画部分の床面積を百二十平方メートルとして算定するものとする。）の当該特定耐震基準適合住宅の床面積に対する割合（人の居住の用に供する部分とその他の部分とについて、天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項に著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）を乗じて得た額

二 区分所有に係る特定耐震基準適合住宅 次に掲げる居住用専有部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 居住専有独立部分を有する居住用専有部分以外の居住用専有部分 当該居住用専有部分に係る専有部分税額に、人の居住の用に供する部分の床面積（人の居住の用に供する部分の床面積が百二十平方メートルを超える場合には、当該部分の床面積を百二十平方メートルとして算定するものとする。）の当該居住用専有部分の床面積に対する割合（人の居住の用に供する部分とその他の部分とについて、天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項に著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）を乗じて得た額

ロ 居住専有独立部分を有する居住用専有部分 当該居住用専有部分に係る専有部分税額に、人の居住

の用に供する部分の床面積（一の居住専有独立部分の床面積が百二十平方メートルを超える場合には、当該一の居住専有独立部分の床面積を百二十平方メートルとして算定するものとする。）の当該居住用専有部分の床面積に対する割合（人の居住の用に供する部分とその他の部分とについて、天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項に著しい差違がある場合には、その差違に應じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）を乗じて得た額

48 法附則第十五条の九の二第四項に規定する政令で定める家屋は、第二十九項各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

49 法附則第十五条の九の二第四項に規定する政令で定める特定熱損失防止改修住宅は、同項に規定する特定熱損失防止改修住宅（以下この項及び次項において「特定熱損失防止改修住宅」という。）のうち次に掲げるものとする。

- 一 特定居住用部分以外の部分を有する特定熱損失防止改修住宅
- 二 特定居住用部分の床面積が百二十平方メートルを超える特定熱損失防止改修住宅

50 法附則第十五条の九の二第四項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、当該特定熱損失防

止改修住宅に係る固定資産税額に、特定居住用部分の床面積（特定居住用部分の床面積が百二十平方メートルを超える場合には、当該特定居住用部分の床面積を百二十平方メートルとして算定するものとする。

）の当該特定熱損失防止改修住宅の床面積に対する割合（特定居住用部分とその他の部分とについて、天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項に著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）を乗じて得た額とする。

51 法附則第十五条の九の二第五項に規定する政令で定める専有部分は、第三十四項各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

52 法附則第十五条の九の二第五項に規定する政令で定める特定熱損失防止改修住宅専有部分は、同項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分（以下この項及び次項において「特定熱損失防止改修住宅専有部分」という。）のうち次に掲げるものとする。

- 一 特定居住用部分以外の部分を有する特定熱損失防止改修住宅専有部分
- 二 特定居住用部分の床面積が百二十平方メートルを超える特定熱損失防止改修住宅専有部分

53 法附則第十五条の九の二第五項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、当該特定熱損失防

止改修住宅専有部分に係る専有部分税額に、特定居住用部分の床面積（特定居住用部分の床面積が百二十平方メートルを超える場合には、当該特定居住用部分の床面積を百二十平方メートルとして算定するものとする。）の当該特定熱損失防止改修住宅専有部分の床面積に対する割合（特定居住用部分とその他の部分とについて、天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項に著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）を乗じて得た額とする。

附則第十二条第四十項を同条第四十二項とし、同条第三十九項中「第三十二項各号」を「第三十四項各号」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第三十八項中「程度等」を「程度その他総務省令で定める事項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第三十七項を同条第三十九項とし、同条第三十六項を同条第三十八項とし、同条第三十五項中「第二十七項各号」を「第二十九項各号」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十四項中「程度等」を「程度その他総務省令で定める事項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十三項を同条第三十五項とし、同条第三十二項を同条第三十四項とし、同条第三十一項中「程度等」を「程度その他総務省令で定める事項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十項第一号中「第四十一項」を「第五十三項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条中第二十九項を第三十一項とし、

第二十八項を第三十項とし、第二十七項を第二十九項とし、同条第二十六項第一号中「に定める」を「次に定める」に改め、同号イ及び口中「にあつては」を「には」に、「程度等」を「程度その他総務省令で定める事項」に改め、同項第二号中「に定める」を「次に定める」に改め、同号イ中「（昭和三十七年法律第六十九号）」を削り、「にあつては」を「には」に、「程度等」を「程度その他総務省令で定める事項」に改め、同号口中「にあつては」を「には」に、「程度等」を「程度その他総務省令で定める事項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条中第二十五項を第二十七項とし、第二十四項を第二十六項とし、第二十三項を第二十五項とし、同条第二十二項中「において準用する同条第三項」を削り、同項を同条第二十四項とし、同条第二十一項の次に次の二項を加える。

22 法附則第十五条の八第四項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げるサー

ビス付き高齢者向け貸家住宅の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 区分所有に係るサービス付き高齢者向け貸家住宅 次に掲げる高齢者向け貸家用専有部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 高齢者向け貸家用専有部分（別荘の用に供する部分を有しないものに限る。）であつて高齢者向け

特定貸家基準部分（その床面積が百二十平方メートル以下のものに限る。）のみを有するもの 当該高齡者向け貸家用専有部分に係る専有部分税額

ロ イに掲げる高齡者向け貸家用専有部分以外の高齡者向け貸家用専有部分 当該高齡者向け貸家用専有部分に係る専有部分税額に、当該高齡者向け貸家用専有部分に係る高齡者向け特定貸家基準部分のうち専らサービス付き高齡者向け住宅事業に係る住居として貸家の用に供する部分の床面積（一の高齡者向け特定貸家基準部分のうち専らサービス付き高齡者向け住宅事業に係る住居として貸家の用に供する部分の床面積を百二十平方メートルを超える場合には、当該部分の床面積を百二十平方メートルとして算定するものとする。）の当該高齡者向け貸家用専有部分の床面積に対する割合（専らサービス付き高齡者向け住宅事業に係る住居として貸家の用に供する部分とその他の部分とについて、天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項に著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）を乗じて得た額

二 区分所有に係るサービス付き高齡者向け貸家住宅以外のサービス付き高齡者向け貸家住宅（次項に規定するサービス付き高齡者向け貸家住宅に限る。） 当該サービス付き高齡者向け貸家住宅に係る固定

資産税額に、高齢者向け特定貸家基準住居部分の床面積（一の高齢者向け特定貸家基準住居部分の床面積が百二十平方メートルを超える場合には、当該部分の床面積を百二十平方メートルとして算定するものとする。）の当該サービス付き高齢者向け貸家住宅の床面積に対する割合（高齢者向け特定貸家基準住居部分とその他の部分とについて、天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項に著しい差違がある場合には、その差違にに応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）を乗じて得た額

23

法附則第十五条の八第四項に規定する専ら住居として貸家の用に供される部分以外の部分を有する貸家住宅その他の政令で定める貸家住宅は、次に掲げるサービス付き高齢者向け貸家住宅とする。

- 一 専らサービス付き高齢者向け住宅事業に係る住居として貸家の用に供する部分以外の部分を有するサービス付き高齢者向け貸家住宅
- 二 専らサービス付き高齢者向け住宅事業に係る住居として貸家の用に供する部分で高齢者向け特定貸家基準住居部分（その床面積が百二十平方メートル以下のものに限る。）に該当しないものを有するサービス付き高齢者向け貸家住宅

附則第十二条の次に次の一条を加える。

(法附則第十五条の十一の規定の適用を受ける家屋に関する読替え)

第十二条の二 法附則第十五条の十一の規定の適用を受ける家屋に係る第五十二条の十三の三第三項の規定の適用については、同項第一号中「固定資産税額」とあるのは「固定資産税額（当該特例適用家屋が法附則第十五条の六から第十五条の十までの規定の適用を受け、かつ、当該専有部分がこれらの規定の適用を受ける部分である場合には、これらの規定の適用後に当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる額）」と、同項第三号中「固定資産税額」とあるのは「固定資産税額（当該特例適用家屋が法附則第十五条の六から第十五条の十までの規定の適用を受ける場合には、これらの規定の適用後の額）」とする。

附則第十六条の二の十の見出し中「同条の規定の適用」を「同条の規定の適用等」に改め、同条中「事業所等」の下に「（法第七百一条の三十一第一項第五号に規定する事業所等をいう。次項及び第三項において同じ。）」を、「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同条に次

の二項を加える。

2 事業所等において行われる事業につき法第七百一条の四十一第一項又は第二項及び附則第三十三条第六項の規定の適用がある場合における同項の規定の適用については、同項中「当該特定事業所内保育施設に係る事業所床面積又は従業者給与総額」とあるのは「第七百一条の四十一第一項又は第二項の規定により控除すべき面積又は金額を当該特定事業所内保育施設に係る事業所床面積又は従業者給与総額から控除して得た面積又は金額」と、「第七百一条の四十一第三項」とあるのは「同条第三項」とする。

3 第五十六条の六十七の規定は、法附則第三十三条第六項の規定の適用を受ける同項に規定する特定事業所内保育施設に係る事業所等において当該特定事業所内保育施設に係る事業とその他の事業とを併せて行う場合における従業者給与総額の算定について準用する。

附則第十七条の二第一項第二号中「以下この条」を「第三項」に改め、同条第三項中「から」の下に「同日以後」を加え、「同令」を「租税特別措置法施行令」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 法附則第三十四条の二第九項に規定する政令で定める場合は、確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が、総務省令で定めるところにより、当該確定優良住宅地造成等事業につき同項に規定する特定非

常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により同条第二項に規定する予定期間内に開発許可等を受けることが困難であると認められるとして市町村長の承認を受けた場合（租税特別措置法施行令第二十条の二第二十六項の税務署長の承認を受けた場合を含む。）とし、法附則第三十四条の二第九項に規定する政令で定める日は、同条第二項に規定する予定期間の末日から同日以後二年を経過する日までの期間内の日で当該確定優良住宅地造成等事業につき開発許可等を受けることができると見込まれる日として市町村長が認定した日（当該確定優良住宅地造成等事業について、租税特別措置法施行令第二十条の二第二十六項の税務署長の認定した日がある場合には、その日）の属する年の十二月三十一日とする。

附則第十七条の二第五項及び第六項を削る。

附則第二十九条中「によつて」を「により」に、「開始した事業年度」とあるのは「開始した事業年度（」を「法人税法第八十条第五項又は第四百四十四条の十三第十一項」とあるのは「」に改め、「に規定する中間期間を含む。」を削り、「生じた欠損金額」とあるのは「」の下に「生じた」を加え、「同法第五十七条第一項本文（」を「、同法」に、「法人税法第五十七条第一項本文又は第五十八条第一項本文（」と、「同法第五十七条第一項本文の規定」とあるのは「これらの規定」とを「、法人税法」とに改め、「に相

当する金額」を削る。

附則第三十三条第四項第一号中「に定める」を「次に定める」に改め、同号ロ及びハ中「場合は」を「場合には」に改め、同条第五項中「の専有部分」の下に「（法附則第五十六条第三項に規定する専有部分をいう。第十五項及び第二十四項において同じ。）」を加え、同条第十一項第三号中「取得された」を「取得が行われた」に改め、同項第四号中「又は分割承継法人」の下に「（法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人をいう。以下この条において同じ。）」を加え、「法人税法第二条第十二号の三に規定する」を削り、同条第十二項第一号中「にあつては」を「には」に改め、同項第二号中「にあつては」を「には」に、「場合は」を「場合には」に改め、同条第十四項第四号中「法人税法第二条第十二号の三に規定する」を削り、同条第十五項第一号中「及び共有物」を「（法第三百四十一条第十二号に規定する区分所有に係る家屋をいう。以下この条において同じ。）及び共有物」に、「場合は」を「場合には」に改め、同項第二号中「が法第三百五十二条」を「（法第三百五十二条第一項に規定する区分所有者をいう。以下この号及び第二十四項において同じ。）が同条」に、「第七百二条の八」を「法第七百二条の八第一項の規定によりその例によることとされる法第三百五十二条」に、「場合は」を「場合には」に改め、同項第三号中「場合は」

を「場合には」に改め、同条第十六項中「家屋に」を「区分所有に係る家屋に」に改め、同条第十七項第四号中「法人税法第二条第十二号の三に規定する」を削り、同条第十九項第一号中「によつて」を「により」に、「取得され、又は改良された」を「取得又は改良が行われた」に、「場合の」を「場合における」に改め、同項第三号中「場合は」を「場合には」に改め、同条第二十項第三号中「取得された」を「取得が行われた」に改め、同項第四号中「法人税法第二条第十二号の三に規定する」を削り、同条第二十一項第一号中「にあつては」を「には」に改め、同項第二号中「にあつては」を「には」に、「場合は」を「場合には」に改め、同条第二十三項第四号中「法人税法第二条第十二号の三に規定する」を削り、同条第二十四項第一号中「場合は」を「場合には」に改め、同項第二号中「第七百二条の八」を「法第七百二条の八第一項の規定によりその例によることとされる法第三百五十二条」に、「場合は」を「場合には」に改め、同項第三号中「場合は」を「場合には」に改め、同条第二十六項第四号中「法人税法第二条第十二号の三に規定する」を削り、同条第二十八項第一号中「によつて」を「により」に、「取得された」を「取得が行われた」に改め、同項第三号中「場合は」を「場合には」に改め、同条第二十九項中「価格等」の下に「（同条第一項に規定する価格等をいう。）」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条の九の二第二項第三号、第三十五条並びに第三十五条の二の見出し及び同条第一項の改正規定
公布の日

二 第八条の六第六項の改正規定（「第四十二条の六第七項」を「第四十二条の六第五項」に改め、「第四十二条の十二の三第五項」の下に「、第四十二条の十二の四第五項」を加え、「第八項」を「第九項」に改める部分を除く。）、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に一項を加える改正規定、第八条の八の改正規定、第八条の九第一項の改正規定（「次項及び第三項」を「以下この条」に、「同条第二項」を「同項」に、「次項、第三項」及び「次項第一号」を「以下この条」に改める部分に限る。）、同条に一項を加える改正規定、第八条の十第二項の改正規定、第二十四条の六の見出しの改正規定、同条第一項の改正規定（「第七十二条の二十六第七項」を「第七十二条の二十六第八項」に、「次項及び

- 第三項」を「以下この条」に改め、「。次項」の下に「及び第五項」を加える部分に限る。）、同条に一項を加える改正規定、第二十四条の七の見出しの改正規定、同条第一項の改正規定（「第七十二条の二十六第七項」を「第七十二条の二十六第八項」に改める部分に限る。）、同条第二項の改正規定並びに第三十五条の十三第一項、第四十八条の十及び第四十八条の十の三の改正規定並びに附則第五条の二の表第八条の六第一項及び第六項、第八条の十三第一項、第八条の十七第一項、第八条の二十第一項並びに第八条の二十三第一項の項の改正規定（「及び第六項」を「及び第七項」に改める部分に限る。）及び同表第四十八条の十の項の改正規定（「第五項」を「第六項」に改める部分に限る。）並びに次条第十二項並びに附則第三条第四項及び第八条第二項の規定 平成二十九年十月一日
- 三 第二条第二項第四号の改正規定、第六条の二十一の次に一条を加える改正規定並びに第七条の十九第一項及び附則第八条第一項の規定 平成三十年一月一日
- 四 第五十四条の十三の二第一項の改正規定 農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第 号）の施行の日

五 附則第十一条に一項を加える改正規定 都市緑地法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第 号）の施行の日

六 附則第六条の二に一項を加える改正規定 原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第 号）の施行の日

七 附則第七条第十八項の改正規定、同項を同条第十七項とし、同項の次に一項を加える改正規定、同条第十九項の改正規定及び同条第二十項の改正規定（「のうち」の下に「、建築基準法施行令第三章及び第五章の四に規定する基準又は国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合することにつき総務省令で定めるところにより証明がされたものであつて」を加える部分を除く。） 不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第 号）の施行の日

（道府県民税に関する経過措置）

第二条 この政令による改正後の地方税法施行令（以下「新令」という。）第七条の十九第三項の規定は、平成三十年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十九年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 平成二十九年度における地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二号。以下「改正法」という。）第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）附則第七条の四の規定により地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の市（以下この条において「指定都市」という。）に対し交付すべき地方税法第五十条の二の規定により課する所得割に係る交付金に係る新令附則第五条の二第一項の規定の適用については、同項中「前年度三月から当該年度二月まで」とあるのは、「平成二十九年四月から平成三十年二月まで」とする。

3 改正法附則第五条第七項に規定する平成二十九年度又は平成三十年度に指定都市の区域を包括する都道府県に払い込まれる収入額のうち政令で定めるものは、各指定都市ごとに、次に掲げる金額の合計額とする。

一 平成二十九年度において収入する平成二十八年度分の道府県民税の所得割（改正法附則第五条第七項に規定する道府県民税の所得割をいう。以下この条において同じ。）のうち、地方税法第四十一条第一項の規定によりその例によることとされる同法第三百二十一条の五第一項の規定により徴収されるもの（同法第三百二十一条の四第一項の特別徴収義務者（第三号において「特別徴収義務者」という。）が

平成二十九年四月及び五月に給与の支払をする際徴収すべきものに限る。)に係る地方団体の徴収金の収入額

二 平成二十九年度において収入する同年度分の道府県民税の所得割に係る地方団体の徴収金の収入額

三 平成三十年四月から七月までの間に収入する平成二十九年度分の道府県民税の所得割のうち、地方税法第四十一条第一項の規定によりその例によることとされる同法第三百二十一条の五第一項の規定により徴収されるもの(特別徴収義務者が平成三十年四月及び五月に給与の支払をする際徴収すべきものに限る。)に係る地方団体の徴収金の収入額

4 指定都市の区域を包括する都道府県は、改正法附則第五条第七項の規定により同項に規定する額を当該指定都市に対し交付する場合には、次の表の上欄に掲げる交付時期に、それぞれ同表の下欄に掲げる額を交付するものとする。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
平成二十九年八月及び十二月並びに	次に掲げる金額の合計額のそれぞれ三分の一に相当する額 一 前項第一号に掲げる金額のうち平成二十九年四月から七月までの間に収入す

<p>平成三十年三月</p>	<p>るものの二分の一に相当する額</p> <p>二 イに掲げる額にロに掲げる数値を乗じて得た額の二分の一に相当する額</p> <p>イ 平成二十九年度分の道府県民税の所得割の課税額が最初に納付され、又は納入されるべき期限の到来する月の末日現在において算定した当該指定都市の同年度の収入額となるべき同年度分の道府県民税の所得割の課税額の合計額</p> <p>ロ 当該指定都市に係る平成二十八年度において収入した同年度の収入額となるべき道府県民税の所得割の額の合計額を、平成二十九年三月三十一日現在において算定した当該指定都市に係る平成二十八年度の収入額となるべき道府県民税の所得割の課税額の合計額で除して得た数値</p>
<p>平成三十年八月</p>	<p>前項第一号及び第二号に掲げる額のうち当該指定都市の区域を包括する都道府県に払い込まれたものの二分の一に相当する額とこの項の規定により平成二十九年八月及び十二月並びに平成三十年三月に当該都道府県から当該指定都市に対し交</p>

付した額の合計額との差額を、前項第三号に掲げる額の二分の一に相当する額に加算し、又はこれから減額した額

5 前項に規定する各交付時期（平成三十年八月を除く。）に交付することができなかった金額があるとき、又は当該交付時期において交付すべき額を超えて交付した金額があるときは、それぞれこれらの金額を、その次の交付時期に交付すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

6 第四項の規定により指定都市に対して交付すべき額の交付（平成三十年八月の交付を除く。）をした後において、その交付した額の算定に錯誤があったため、交付した額を増加し、又は減少する必要が生じた場合には、当該錯誤に係る額を、当該錯誤を発見した日以後に到来する交付時期において交付すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

7 第四項に規定する各交付時期に指定都市に対し交付すべき額として同項の規定を適用して計算する場合において、当該計算した金額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもって、当該交付時期に交付すべき額とする。

8 平成三十年八月に交付することができなかった金額があるとき、若しくは同月において交付すべき額を

超えて交付した金額があるとき、又は同月に指定都市に対して交付すべき額を交付した後において、その交付した額の算定に錯誤があつたため、交付した額を増加し、若しくは減少する必要が生じたときは、それぞれこれらの金額を、新令附則第五条の二第一項の規定により平成三十一年三月以後に交付すべき額に加算し、又は減額するものとする。

9 第三項から前項までに定めるもののほか、改正法附則第五条第七項の規定による道府県民税の所得割の交付に関し必要な事項は、総務省令で定める。

10 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百十四号）の施行の日前一年以内に同令附則第二条第二項各号に掲げる事実が発生したことにより、当該各号に定める利子、収益の分配又は差益（次項において「利子等」という。）について地方税法第七十一条の十第二項の規定により徴収された利子割の額があり、かつ、当該事実が同令第一条の規定による改正後の租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二条の二十五の二に規定する災害等の事由により発生したものである場合において、当該徴収された利子割の額がある所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号。第十二項及び次条第一項において「所得税法等改正法」という。）第十二条の規定による改正前の租

税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下この項において「旧租税特別措置法」という。）第四条の二第四項に規定する財産形成非課税住宅貯蓄申告書又は旧租税特別措置法第四条の三第四項に規定する財産形成非課税年金貯蓄申告書を提出した利子割の納税義務者が、総務省令で定めるところにより、平成三十年三月三十一日までに、当該徴収された利子割に係る地方税法第二十四条第八項に規定する営業所等の所在する都道府県の知事に対し、当該徴収された利子割の額の還付を請求したときは、当該都道府県の知事は、同法第十七条、第十七条の二及び第十七条の四の規定の例により、当該徴収された利子割の額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当しなければならない。この場合において、同条第一項中「次の各号に掲げる過誤納金の区分に従い当該各号に定める日」とあるのは、「地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百十八号）附則第二条第十項の規定による還付の請求があつた日から一月を経過する日」とする。

11 前項の規定は、利子等について地方税法第七十一条の三十一第二項の規定により徴収された配当割の額がある場合について準用する。この場合において、前項中「第二十四条第八項に規定する営業所等の所在する」とあるのは「第二十三条第一項第十五号に規定する特定配当等の支払を受けるべき日現在における

当該納税義務者の住所所在の」と、「附則第二条第十項」とあるのは「附則第二条第十一項において準用する同条第十項」と読み替えるものとする。

12 新令第八条の六第六項（同条第七項（新令第八条の人において準用する場合を含む。）及び新令第八条の人において準用する場合を含む。）及び第八条の九第五項（新令第八条の十第二項において準用する場合を含む。）の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行の日以後に新法第五十三条第一項（所得税法等改正法第二条の規定による改正後の法人税法（昭和四十年法律第三十四号。次条第一項及び附則第八条第二項において「新法人税法」という。）第七十一条第一項又は第四百四十四条の三第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係る部分に限る。）又は第二項の規定により申告納付の義務が発生する法人の道府県民税について適用する。

（事業税に関する経過措置）

第三条 法人が、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前一年以内に終了した事業年度の所得に対する法人税につき、所得税法等改正法附則第二十二條の規定により読み替えて適用される新法人税法第八十條第五項において準用する同条第一項又は所得税法等改正法附則第二十九條の規定により読み替えて

適用される新法人税法第四百四十四条の十三第十一項において準用する同条第一項の規定により法人税の還付を受けた場合には、新法人税法第八十条又は第四百四十四条の十三の規定により法人税の還付を受けたものとみなして、新令第二十一条の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「（法人税法第八十条第五項又は第四百四十四条の十三第十一項に規定する中間期間を含む。）において」とあるのは「において」と、「法人税法第八十条又は第四百四十四条の十三」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）附則第二十二條の規定により読み替えられた所得税法等改正法第二条の規定による改正後の法人税法（以下この項において「新法人税法」という。）第八十条第五項において準用する同条第一項又は所得税法等改正法附則第二十九条の規定により読み替えられた新法人税法第四百四十四条の十三第十一項において準用する同条第一項」と、「同法」とあるのは「法人税法」とする。

2 施行日前にされたこの政令による改正前の地方税法施行令（以下「旧令」という。）第二十四条の四第一項（旧令第二十四条の四の三第一項において準用する場合を含む。）の申請書の提出であつて、この政令の施行の際、改正法第一条の規定による改正前の地方税法（次項において「旧法」という。）第七十二

条の二十五第三項若しくは第五項の規定による提出期限の延長又は旧令第二十四条の四第五項若しくは第二十四条の四の三第二項において準用する旧令第二十四条の三第二項の却下の処分がされていないものについての処分については、なお従前の例による。

3 施行日前にされた旧令第二十四条の四第一項（旧令第二十四条の四の三第一項において準用する場合を含む。）の申請書の提出に基づく旧法第七十二条の二十五第三項又は第五項の指定（施行日以後に前項の規定によりなお従前の例によりされた同条第三項又は第五項の指定を含む。）は、新法第七十二条の二十五第三項第二号又は第五項第二号の指定とみなす。

4 新令第二十四条の六第五項（新令第二十四条の七第二項において準用する場合を含む。）の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に新法第七十二条の二十六第一項の規定により申告納付の義務が発生する法人の事業税について適用する。

（地方消費税に関する経過措置）

第四条 新令第三十五条の十七、第三十五条の十八、附則第六条の十一及び附則第六条の十二の規定は、平成二十九年三月から五月までの期間以後の新令第三十五条の十七第一項及び附則第六条の十一第一項に規

定する徴収取扱費算定期間（次項から第五項までにおいて「徴収取扱費算定期間」という。）に係る徴収取扱費（地方税法第七十二条の百十三第一項及び附則第九条の十四第一項に規定する徴収取扱費をいう。以下この条において同じ。）の支払について適用し、平成二十八年十二月から平成二十九年二月までの期間以前の旧令第三十五条の十七第一項及び附則第六条の十一第一項に規定する徴収取扱費算定期間に係る徴収取扱費の支払については、なお従前の例による。この場合において、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号。第三項及び第五項において「地方税法等改正法」という。）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがあるときは、新令第三十五条の十七、第三十五条の十八、附則第六条の十一及び附則第六条の十二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第三十五条 の十七第一 項</p>	<p>第七十二条の百三第三項</p>	<p>第七十二条の百三第三項及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の</p>
------------------------------	--------------------	--

<p>第七十二条の百四</p>	
<p>同条第三項</p>	<p>一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号。以下この条及び附則第六条の十 一において「地方税法等改正法」という。 ）附則第二条の規定によりなお従前の例に よることとされた地方税法等改正法第一条 の規定による改正前の地方税法（以下この 条及び附則第六条の十一において「旧地方 税法」という。）第七十二条の百三第三項</p> <p>第七十二条の百四及び地方税法等改正法附 則第二条の規定によりなお従前の例による こととされた旧地方税法第七十二条の百四</p> <p>法第七十二条の百四第三項及び地方税法等 改正法附則第二条の規定によりなお従前の</p>

	<p>第三十五条 の十七第二 項</p>
	<p>第七十二条の百四</p>
<p>第七十二条の百五第二項</p>	<p>第七十二条の百三第三項</p>
<p>例によることとされた旧地方税法第七十二 条の百四第三項</p>	<p>第七十二条の百四及び地方税法等改正法附 則第二条の規定によりなお従前の例による こととされた旧地方税法第七十二条の百四</p>
<p>第七十二条の百五第二項及び地方税法等改 正法附則第二条の規定によりなお従前の例 によることとされた旧地方税法第七十二条 の百五第二項</p>	<p>第七十二条の百三第三項及び地方税法等改 正法附則第二条の規定によりなお従前の例 によることとされた旧地方税法第七十二条 の百三第三項</p>

	<p>附則第六条 の十一第一 項</p>		
<p>第七十二条の百五第二項</p>	<p>附則第九条の六第三項</p>	<p>附則第九条の七</p>	<p>同条</p>
<p>第七十二条の百五第二項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百五第二項</p>	<p>附則第九条の六第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項</p>	<p>附則第九条の七及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の七</p>	<p>法附則第九条の七及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例による</p>

	<p>附則第六條 の十一第二 項</p>	<p>附則第九條の八第二項</p> <p>附則第九條の七</p> <p>附則第九條の六第三項</p> <p>附則第九條の八第二項</p>	<p>こととされた旧地方税法附則第九條の七</p> <p>附則第九條の八第二項及び地方税法等改正 法附則第二條の規定によりなお従前の例に よることとされた旧地方税法附則第九條の 八第二項</p> <p>附則第九條の七及び地方税法等改正法附則 第二條の規定によりなお従前の例によるこ ととされた旧地方税法附則第九條の七</p> <p>附則第九條の六第三項及び地方税法等改正 法附則第二條の規定によりなお従前の例に よることとされた旧地方税法附則第九條の 六第三項</p> <p>附則第九條の八第二項及び地方税法等改正</p>
--	------------------------------	--	---

	<p>法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の八第二項</p>

2 平成二十九年三月から五月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての新令第三十五条の十七、第三十五条の十八、附則第六条の十一及び附則第六条の十二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十五条	(以下この条	(次項
の十七第一項	、当該各徴収取扱費算定期間内	、平成二十九年三月に法第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（同月に法第七十二条の百四の規定により貨物割に係る還付金等（同条第三項に規定する還付金等をいう。以下この条において同じ

徴収取扱費基礎額	<p>（当該各徴収取扱費算定期間内 還付金等（同条第三項に規定する還付金等 をいう。以下この条において同じ。）</p>	
平成二十九年四月及び五月の徴収取扱費基	<p>還付金等</p>	<p>。）が還付された場合にあつては当該還付 金等に相当する額を控除し、法第七十二条 の百五第二項の規定により加算されるべき 額がある場合にあつては当該加算されるべ き額を加算した額とする。）の十七分の十 に相当する額（次条において「平成二十九 年三月の徴収取扱費基礎額」という。）に 百分の〇・五五を乗じて得た金額と同年四 月及び五月</p> <p>（同年四月及び五月</p>

	金額	基礎額
第三十五条 の十七第二 項	法第七十二条の百四	<p>金額との合計額</p> <p>平成二十八年十二月から平成二十九年二月までの徴収取扱費算定期間内に法第七十二条の百四の規定により貨物割に係る還付金等が還付された場合であつて、当該還付金等に相当する額が当該徴収取扱費算定期間内に法第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（当該徴収取扱費算定期間内に法第七十二条の百五第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）を超えるときは</p>

、当該超える額に相当する還付金等が同年三月に還付されたものとみなし、同月に法第七十二条の百四の規定により貨物割に係る還付金等が還付された場合であつて、当該還付金等に相当する額が同月に法第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（同月に法第七十二条の百五第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が同年四月及び五月に還付されたものとみなし、同年四月及び五月に法第七十二条の

<p>項 の十一第一 附則第六條</p>		<p>第三十五條 の十八</p>	
<p>、当該各徴収取扱費算定期間内</p>	<p>(以下この條)</p>	<p>徴収取扱費基礎額</p>	<p>当該還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内 当該徴収取扱費算定期間内 当該徴収取扱費算定期間の次</p>
<p>、平成二十九年三月に法附則第九條の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額(同月に法附則第九條の七の規定により譲渡割に</p>	<p>(次項)</p>	<p>基礎額 平成二十九年三月の徴収取扱費基礎額及び 平成二十九年四月及び五月の徴収取扱費基礎額</p>	<p>百四 同年四月及び五月 同年四月及び五月 同年六月から八月まで</p>

<p>還付金等（同条に規定する還付金等をいう。 以下この条において同じ。）</p>	<p>（当該各徴収取扱費算定期間内</p>
<p>還付金等</p>	<p>係る還付金等（同条に規定する還付金等をいう。以下この条において同じ。）が還付された場合にあつては当該還付金等に相当する額を控除し、法附則第九条の八第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては当該加算されるべき額を加算した額とする。）の十七分の十に相当する額（次条において「平成二十九年三月の徴収取扱費基礎額」という。）に百分の〇・五五を乗じて得た金額と同年四月及び五月（同年四月及び五月</p>

	<p>徴収取扱費基礎額</p>	<p>附則第六条 の十一第二 項</p>
<p>平成二十九年四月及び五月の徴収取扱費基礎額</p>	<p>金額</p>	<p>法附則第九条の七</p> <p>平成二十八年十二月から平成二十九年二月までの徴収取扱費算定期間内に法附則第九条の七の規定により譲渡割に係る還付金等が還付された場合であつて、当該還付金等に相当する額が当該徴収取扱費算定期間内に法附則第九条の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額（当該徴収取扱費算定期間内に法附則第九条の八第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては、</p>
<p>金額との合計額</p>	<p>金額</p>	<p>基礎額</p>

これを加算した額) を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が同年三月に還付されたものとみなし、同月に法附則第九条の七の規定により譲渡割に係る還付金等が還付された場合であつて、当該還付金等に相当する額が同月に法附則第九条の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額(同月に法附則第九条の八第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額) を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が同年四月及び五月に還付されたものとみなし、同年四

附則第六條 の十二	当該還付金等を還付した日の属する徴収取 扱費算定期間内	月及び五月に法附則第九條の七
	当該徴収取扱費算定期間内	同年四月及び五月
	当該徴収取扱費算定期間の次	同年四月及び五月
	徴収取扱費基礎額	同年六月から八月まで
	徴収取扱費基礎額及び 平成二十九年三月の徴収取扱費基礎額及び 平成二十九年四月及び五月の徴収取扱費基 礎額	

3

地方税法等改正法附則第二條の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがある場合における平成二十九年三月から五月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての第一項後段の規定により読み替えて適用される新令第三十五條の十七、新令第三十五條の十八、同項後段の規定により読み替えて適用される新令附則第六條の十一及び新令附則第六條の十二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げ

る字句とする。

<p>第一項後段の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十七第一項</p>	<p>各期間（以下この条 、当該各徴収取扱費算定期間内</p>	<p>各期間（次項 、平成二十九年三月に法第七十二条の百三第三項及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号。以下この条及び附則第六条の十一において「地方税法等改正法」という。）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下この条及び附則第六条の十一において「旧地方税法」という。）</p>
---	-------------------------------------	---

第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（同月に法第七十二条の百四及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百四の規定により貨物割に係る還付金等（法第七十二条の百四第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百四第三項に規定する還付金等をいう。以下この条において同じ。）が還付された場合にあつては当該還付金等に相当する額を控除し、法第七十

<p>社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二</p>	
<p>地方税法等改正法</p>	<p>二条の百五第二項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百五第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては当該加算されるべき額を加算した額とする。）の十七分の十に相当する額（次条において「平成二十九年三月の徴収取扱費基礎額」という。）に百分の〇・五五を乗じて得た金額と同年四月及び五月</p>

<p>十四年法律第六十九号。以下この条及び附則第六条の十一において「地方税法等改正法」という。）</p>	<p>地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下この条及び附則第六条の十一において「旧地方税法」という。）</p>	<p>（当該各徴収取扱費算定期間内</p>	<p>還付金等（法第七十二条の百四第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百四第三項に規定する還付金等をいう。以下この条において同じ。）</p>	<p>徴収取扱費基礎額</p>
	<p>旧地方税法</p>	<p>（同年四月及び五月</p>	<p>還付金等</p>	<p>平成二十九年四月及び五月の徴収取扱費基</p>

	金額	基礎額
<p>第一項後段の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十七第二項</p>	<p>法第七十二条の百四及び</p>	<p>金額との合計額</p> <p>平成二十八年十二月から平成二十九年二月までの徴収取扱費算定期間内に法第七十二条の百四及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百四の規定により貨物割に係る還付金等が還付された場合であつて、当該還付金等に相当する額が当該徴収取扱費算定期間内に法第七十二条の百三第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百三第三</p>

項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（当該徴収取扱費算定期間内に法第七十二条の百五第二項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百五第二項の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百五第二項の規

四の規定により貨物割に係る還付金等が還付された場合であつて、当該還付金等に相当する額が同月に法第七十二条の百三第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（同月に法第七十二条の百五第二項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百五第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）を超

<p>第一項後段 の規定によ</p>	<p>新令第三十 五条の十八</p>	
<p>、当該各徴収取扱費算定期間内</p>	<p>(以下この条</p>	<p>徴収取扱費基礎額</p> <p>当該徴収取扱費算定期間の次</p> <p>当該徴収取扱費算定期間内</p> <p>当該徴収取扱費算定期間内</p> <p>当該還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内</p>
<p>、平成二十九年三月に法附則第九条の六第</p>	<p>(次項</p>	<p>礎額</p> <p>平成二十九年三月の徴収取扱費基礎額及び 平成二十九年四月及び五月の徴収取扱費基 礎額</p> <p>同年六月から八月まで</p> <p>同年四月及び五月</p> <p>同年四月及び五月</p> <p>えるときは、当該超える額に相当する還付 金等が同年四月及び五月に還付されたもの とみなし、同年四月及び五月に法第七十二 条の百四及び</p>

り読み替えて適用される新令附則
第六条の十
一第一項

三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額（同月に法附則第九条の七及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の七の規定により譲渡割に係る還付金等（法附則第九条の七及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の七に規定する還付金等をいう。以下この条において同じ。）が還

<p>還付金等（法附則第九条の七及び地方税法</p>	<p>（当該各徴収取扱費算定期間内</p>	
<p>還付金等</p>	<p>（同年四月及び五月</p>	<p>付された場合にあつては当該還付金等に相当する額を控除し、法附則第九条の八第二項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の八第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては当該加算されるべき額を加算した額とする。</p> <p>）の十七分の十に相当する額（次条において「平成二十九年三月の徴収取扱費基礎額」という。）に百分の〇・五五を乗じて得た金額と同年四月及び五月</p>

<p>第一項後段の規定により読み替えて適用される新令附則第六条の十</p>	<p>金額</p> <p>法附則第九条の七及び</p>	<p>徴収取扱費基礎額</p> <p>この条において同じ。）</p> <p>九条の七に規定する還付金等をいう。以下</p> <p>の例によることとされた旧地方税法附則第九条の七に規定する還付金等をいう。以下</p> <p>等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の七に規定する還付金等をいう。以下</p>
	<p>金額との合計額</p> <p>平成二十八年十二月から平成二十九年二月までの徴収取扱費算定期間内に法附則第九条の七及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の七の規定により譲渡割に係る還付金等が還付された場合で</p>	<p>基礎額</p> <p>平成二十九年四月及び五月の徴収取扱費基礎額</p>

あつて、当該還付金等に相当する額が当該徴収取扱費算定期間内に法附則第九条の六第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額（当該徴収取扱費算定期間内に法附則第九条の八第二項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の八第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）を超えるときは、当該超え

る額に相当する還付金等が同年三月に還付されたものとみなし、同月に法附則第九条の七及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の七の規定により譲渡割に係る還付金等が還付された場合であつて、当該還付金等に相当する額が同月に法附則第九条の六第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額（同月に法附則第九条の八第二項及び地方

新令附則第				
徴収取扱費基礎額	当該徴収取扱費算定期間の次	当該徴収取扱費算定期間内	扱費算定期間内	当該還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内
平成二十九年三月の徴収取扱費基礎額及び	同年六月から八月まで	同年四月及び五月	同年四月及び五月	<p>税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の八第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額) を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が同年四月及び五月に還付されたものとみなし、同年四月及び五月に法附則第九条の七及び</p>

六条の十二

平成二十九年四月及び五月の徴収取扱費基
礎額

4 平成二十九年六月から八月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての新令第

三十五条の十七、第三十五条の十八、附則第六条の十一及び附則第六条の十二の規定の適用については、

次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十五条 の十七第二 項	法第七十二条の百四	平成二十九年四月及び五月に法第七十二条 の百四の規定により貨物割に係る還付金等 が還付された場合であつて、当該還付金等 に相当する額が同年四月及び五月に法第七 十二条の百三第三項の規定により当該道府 県に払い込むべき貨物割として納付された 額の総額（同年四月及び五月に法七十二 条の百五第二項の規定により加算されるべ
---------------------	-----------	---

<p>附則第六條 の十一第二 項</p>	
<p>法附則第九條の七</p>	<p>還付金等を還付した日の属する徴収取扱費 算定期間内</p>
<p>平成二十九年四月及び五月に法附則第九條の七の規定により譲渡割に係る還付金等が還付された場合であつて、当該還付金等に相当する額が同年四月及び五月に法附則第九條の六第三項の規定により当該道府県に</p>	<p>徴収取扱費算定期間内</p> <p>七十二条の百四</p> <p>き額がある場合にあつては、これを加算した額) を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が同年六月から八月までの徴収取扱費算定期間内に還付されたものとみなし、当該徴収取扱費算定期間内に法第七十二条の百四</p>

5 地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがある場合における平成二十九年六月から八月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支

	<p>還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内</p>	<p>払い込むべき譲渡割として納付された額の総額（同年四月及び五月に法附則第九条の八第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が同年六月から八月までの徴収取扱費算定期間内に還付されたものとみなし、当該徴収取扱費算定期間内に法附則第九条の七</p> <p>徴収取扱費算定期間内</p>
--	---------------------------------	--

八、同項後段の規定により読み替えて適用される新令附則第六条の十一及び新令附則第六条の十二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項後段の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十七及び新令第三十五条の十七第二項	法第七十二条の百四及び	平成二十九年四月及び五月に法第七十二条の百四及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百四の規定によりなお従前の例によることとされた旧
		平成二十九年四月及び五月に法第七十二条の百四及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百四の規定によりなお従前の例によることとされた旧

地方税法第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（同年四月及び五月に法第七十二条の百五第二項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百五第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が同年六月から八月までの徴収取扱費算定期間内に還付されたものとみなし、当該徴収取扱費算定期間内に法第七十二条の百四及び

	<p>還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内</p>
<p>第一項後段の規定により読み替えて適用される新令附則第六条の十一第二項</p>	<p>法附則第九条の七及び</p>
<p>平成二十九年四月及び五月に法附則第九条の七及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の七の規定により譲渡割に係る還付金等が還付された場合であつて、当該還付金等に相当する額が同年四月及び五月に法附則第九条の六第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付さ</p>	<p>徴収取扱費算定期間内</p>

<p>算定期間内</p> <p>還付金等を還付した日の属する徴収取扱費</p>	<p>七及び</p> <p>該徴収取扱費算定期間内に法附則第九条の</p> <p>徴収取扱費算定期間内</p> <p>れた額の総額（同年四月及び五月に法附則 第九条の八第二項及び地方税法等改正法附 則第二条の規定によりなお従前の例による こととされた旧地方税法附則第九条の八第 二項の規定により加算されるべき額がある 場合にあつては、これを加算した額）を超 えるときは、当該超える額に相当する還付 金等が同年六月から八月までの徴収取扱費 算定期間内に還付されたものとみなし、当 該徴収取扱費算定期間内に法附則第九条の</p>

6 新令第三十五条の二十第二項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に行われる地方消費税の清算について適用し、施行日以前に行われた地方消費税の清算については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第五条 新令附則第七条第十五項、第十六項及び第二十項の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日以前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（改正法附則第十一条第二項に規定する第三者と政令で定める特別の関係がある者等）

第六条 改正法附則第十一条第二項に規定する第三者と政令で定める特別の関係がある者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該第三者の株式又は出資を保有する者
- 二 当該第三者が製作する自動車を購入する契約を締結している者であつて当該自動車を販売することを業とするもの

2 改正法附則第十一条第二項の規定による申出を行おうとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を道府県知事に提出しなければならない。

一 申出者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

二 申出に係る自動車の車名、車台番号その他の当該自動車を特定するために必要な事項

三 その他参考となるべき事項

3 前二項に定めるもののほか、改正法附則第十一条第二項の規定の適用に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(改正法附則第十四条第二項に規定する第三者と政令で定める特別の関係がある者等)

第七条 改正法附則第十四条第二項に規定する第三者と政令で定める特別の関係がある者は、次に掲げる者とする。

一 当該第三者の株式又は出資を保有する者

二 当該第三者が製作する自動車を購入する契約を締結している者であつて当該自動車を販売することを業とするもの

2 改正法附則第十四条第二項の規定による申出を行おうとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を道府県知事に提出しなければならない。

一 申出者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

二 申出に係る自動車の車名、車台番号その他の当該自動車を特定するために必要な事項

三 その他参考となるべき事項

3 前二項に定めるもののほか、改正法附則第十四条第二項の規定の適用に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(市町村民税に関する経過措置)

第八条 新令第四十八条の九の二第四項の規定は、平成三十年以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十九年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新令第四十八条の十において準用する新令第八条の六第六項（新令第四十八条の十において準用する新令第八条の六第七項において準用する場合を含む。）、新令第四十八条の十の三において準用する新令第八条の六第六項（新令第四十八条の十の三において準用する場合を含む。）、新令第四十八条の十の三において準用する新令第八条の六第七項において準用する場合

を含む。)及び新令第四十八条の十の四において準用する新令第八条の九第五項(新令第四十八条の十の五において準用する新令第八条の十第二項において準用する場合を含む。)の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に新法第三百二十一条の八第一項(新法人税法第七十一条第一項又は第四百十四条の三第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係る部分に限る。)又は第二項の規定により申告納付の義務が発生する法人の市町村民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第九条 施行日から附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新令第五十二条の十の二第二項の規定の適用については、同項中「地方自治法」とあるのは、「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)」とする。

2 新令附則第十二条第二十一項から第二十三項までの規定は、施行日以後に新築された同条第二十一項に規定するサービス付き高齢者向け貸家住宅に対して課すべき平成三十年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に新築された旧令附則第十二条第二十一項に規定する貸家住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(改正法附則第十八条第二項に規定する第三者と政令で定める特別の関係がある者等)

第十条 改正法附則第十八条第二項に規定する第三者と政令で定める特別の関係がある者は、次に掲げる者とする。

一 当該第三者の株式又は出資を保有する者

二 当該第三者が製作する三輪以上の軽自動車を購入する契約を締結している者であつて当該三輪以上の軽自動車を販売することを業とするもの

2 改正法附則第十八条第二項の規定による申出を行おうとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を市町村長に提出しなければならない。

一 申出者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

二 申出に係る三輪以上の軽自動車の車名、車台番号その他の当該三輪以上の軽自動車を特定するために必要な事項

三 その他参考となるべき事項

3 前二項に定めるもののほか、改正法附則第十八条第二項の規定の適用に関し必要な事項は、総務省令で

定める。

(国民健康保険税に関する経過措置)

第十一条 新令第五十六条の八十九の規定は、平成二十九年以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成二十八年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(予算決算及び会計令及び国税収納金整理資金に関する法律施行令の適用に関する経過措置)

第十二条 平成二十九年分から平成三十一年度までの各年度における予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第六十五号）附則第九条の二の規定の適用については、同条中「十三分の十一」とあるのは、「九分の七」とする。

2 平成二十九年度から平成三十一年度までの各年度における国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）第四条の二第七項の規定の適用については、同項中「十三分の二」とあるのは、「九分の二」とする。

(銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令の一部改正)

第十三条 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令（平成十三年政令第四百二十六号）の一部を

次のように改正する。

第二十五条第二項中「同法」を「、同法」に、「（とあるのは「を「又は」とあるのは「、」に、「（とする」を「又は同法」とする」に改める。

（地方税法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第十四条 地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十六号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の十七の改正規定及び附則第六条の十一の改正規定中「改め、同条第二項中「による」を「により」に」を削る。

（地方税法施行令等の一部を改正する等の政令の一部改正）

第十五条 地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第三百三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち地方税法施行令第五十八条の改正規定中「第十二条の二の三第一項、第十二条の二の四」を「第十二条の二の二第一項、第十二条の二の三、第十二条の二の五」に改め、「削り」の下に「、」第

十二条の四から第十四条まで」を「第十三条、第十四条」に」を、「」に」の下に「、」第三十条の二」を「第三十一条」に」を加える。

理由

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の施行に伴い、不動産取得税、固定資産税等に係る課税の特例に関する細目を定めるとともに、地方消費税の清算の方法の改正を行う等の必要があるからである。